

(参考) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項  
(本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型) 記入欄不足時の資料

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

■協力医療機関

協力医療 機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

○

▷

○

付表第一号(十一) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号												
	フリガナ												
	名称												
	所在地	(郵便番号					—		) 都 道 府 県		市 区 町 村		
	連絡先	電話番号	(内線)					FAX 番号					
事業所種別 (該当に○を記入)	①介護老人保健施設												
	②療養病床を有する病院・診療所												
	③②に該当しない診療所												
	④介護医療院												
管理者	フリガナ												
	氏名												
	生年月日												
住所 (郵便番号 — )													
病棟名													
サ ー ビ ス 提 供 単 位 1 (事 業 所 種 別 ③ に 該 当 の 場 合 記 入)	介護形式(いずれか一方を選択) <input type="checkbox"/> 従来型 <input type="checkbox"/> ユニット型												
	申請を行う部分の入院患者又は入所者の定員 人												
	○人員に関する基準の確認に必要な事項												
	指定申請を行う病棟部分又は診療所の従業者の職種・員数												
			医師		薬剤師		看護職員		介護職員		栄養士		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)												
	非常勤(人)												
	常勤換算後の人数(人)												
	○設備に関する基準の確認に必要な事項												
	指定申請を行う病棟(病室)部分の設備基準上の数値記載項目												
	入院患者1人あたり床面積											m <sup>2</sup>	
		廊下		片廊下の幅						m			
				中廊下の幅						m			
		食堂								m <sup>2</sup>			
建物の構造											<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他		
サ ー ビ ス 提 供 単 位 2 (事 業 所 種 別 ③ に 該 当 の 場 合 記 入)	介護形式(いずれか一方を選択) <input type="checkbox"/> 従来型 <input type="checkbox"/> ユニット型												
	申請を行う部分の入院患者又は入所者の定員 人												
	○人員に関する基準の確認に必要な事項												
	指定申請を行う病棟部分又は診療所の従業者の職種・員数												
			医師		薬剤師		看護職員		介護職員		栄養士		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)												
	非常勤(人)												
	常勤換算後の人数(人)												
	○設備に関する基準の確認に必要な事項												
	指定申請を行う病棟(病室)部分の設備基準上の数値記載項目												
	入院患者1人あたり床面積											m <sup>2</sup>	
		廊下		片廊下の幅						m			
				中廊下の幅						m			
		食堂								m <sup>2</sup>			
建物の構造											<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他		
添付書類	別添のとおり												

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 「申請を行う部分の入院患者又は入所者の定員」欄は、当該施設等のうち、短期入所療養介護に供する部分の定員について記載すること。  
 3 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が行うものについては、法第71条第1項及び第72条第1項の規定により指定があったものとみなされる場合は、本申請の必要はありません。

(参考) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■複数病棟

病棟名												
サービス提供単位1 (事業所種別③に該当) の場合記入)	介護形式(いずれか一方を選択)	<input type="checkbox"/> 従来型					<input type="checkbox"/> ユニット型					
	申請を行う部分の入院患者又は入所者の定員	人										
	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	指定申請を行う病棟部分又は診療所の従業者の職種・員数	医師		薬剤師		看護職員		介護職員		栄養士		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	常勤換算後の人数(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	指定申請を行う病棟(病室)部分の設備基準上の数値記載項目	入院患者1人あたり床面積										m <sup>2</sup>
廊下		片廊下の幅										m
		中廊下の幅										m
食堂										m <sup>2</sup>		
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他						
サービス提供単位2 (事業所種別③に該当) の場合記入)	介護形式(いずれか一方を選択)	<input type="checkbox"/> 従来型					<input type="checkbox"/> ユニット型					
	申請を行う部分の入院患者又は入所者の定員	人										
	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	指定申請を行う病棟部分又は診療所の従業者の職種・員数	医師		薬剤師		看護職員		介護職員		栄養士		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	常勤換算後の人数(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	指定申請を行う病棟(病室)部分の設備基準上の数値記載項目	入院患者1人あたり床面積										m <sup>2</sup>
廊下		片廊下の幅										m
		中廊下の幅										m
食堂										m <sup>2</sup>		
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他						

付表第一号(十二) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号													
	フリガナ													
	名称													
	所在地	(郵便番号		—		)		都 道		市 区				
		府 県				町 村								
連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号								
	Email													
施設区分 (該当に○)	有料老人ホーム													
	軽費老人ホーム													
	サービス付き高齢者向け住宅													
	養護老人ホーム													
入居者の要件 (該当に○)	介護専用型													
	介護専用型以外													
サービスの提供形態 (該当に○)	一般型													
	外部サービス利用型													
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号				—		)	
	氏名													
	生年月日													
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)													
	他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地												
兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等														
協力医療機関	名称					主な診療科名								
	名称					主な診療科名								
	名称					主な診療科名								
○人員に関する基準の確認に必要な事項														
従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者					
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務				
	常勤(人)													
	非常勤(人)													
常勤換算後の人数(人)														
○設備に関する基準の確認に必要な事項														
建物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物			<input type="checkbox"/> 準耐火建築物			<input type="checkbox"/> その他							
入居定員	人													
利用者数	人(前年の平均値、新規の場合は推定数を記入)													
	要介護者				人		要支援者				人			
添付書類	別添のとおり													

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(参考) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

付表第一号(十三) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号			
	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 _____ ) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	連絡先	電話番号 _____ (内線) _____	FAX 番号 _____	
管理者	フリガナ			住所 (郵便番号 _____ )
	氏名			
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)			
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地		
		兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等		
貸与種目				
利用者の推定数		人		
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数		専門相談員		
		専 従		兼 務
		常 勤(人)		
		非常勤(人)		
常勤換算後の人数(人)				
添付書類	別添のとおり			

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 貸与種目は、「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「手すり」、「スロープ」、「歩行器」、「歩行補助つえ」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く.)」、「自動排泄処理装置」のうちから記入してください。

## 付表第一号(十四) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号				
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 ー ) 都 道 市 区 府 県 町 村			
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX 番号	
	Email				
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 ー )		
	氏名				
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地			
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等				
販売種目					
利用者の推定数	人				
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数	専 従		兼 務		
	常 勤(人)				
	非常勤(人)				
	常勤換算後の人数(人)				
添付書類	別添のとおり				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 販売種目は、「腰掛便座」、「自動排泄処理装置の交換可能部品」、「排泄予測支援機器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」、「移動用リフトのつり具の部分」、「スロープ」、「歩行器」、「歩行補助つえ」のうちから記入してください。

付表第一号(十五) 介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項

施設	法人番号									
	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号)	都道府県	市区町村						
連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号						
	Email									
管理者	フリガナ									
	氏名									
	生年月日									
	住所	(郵便番号)								
他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	当該施設で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)									
	兼務先の名称、所在地									
他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等									
短期入所生活介護の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業の実施形態	<input type="checkbox"/> 空床型 <input type="checkbox"/> 併設型							
協力医療機関	名称	主な診療科名								
	名称	主な診療科名								
	名称	主な診療科名								
	名称	主な診療科名								
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型		<input type="checkbox"/> ユニット型						
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位1	従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員	
			専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務
	介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人) 非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)		栄養士・管理栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員等			
			専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務		
	介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人) 非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	入所者数	人(推定数を記入)		短期入所利用者数		人(推定数を記入)				
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
			介護老人福祉施設			短期入所生活介護				
居室	1室あたりの最大定員	人		人						
居室	利用者1人あたりの最小床面積	㎡		㎡						
食堂と機能訓練室	の合計面積	㎡		㎡						
廊下	片廊下の幅	m		m						
廊下	中廊下の幅	m		m						
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
入所定員		人		人						
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型		<input type="checkbox"/> ユニット型						
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位2	従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員	
			専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務
	介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人) 非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)		栄養士・管理栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員等			
			専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務		
	介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人) 非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	入所者数	人(推定数を記入)		短期入所利用者数		人(推定数を記入)				
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
			介護老人福祉施設			短期入所生活介護				
居室	1室あたりの最大定員	人		人						
居室	利用者1人あたりの最小床面積	㎡		㎡						
食堂と機能訓練室	の合計面積	㎡		㎡						
廊下	片廊下の幅	m		m						
廊下	中廊下の幅	m		m						
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
入所定員		人		人						
添付書類		別添のとおり								

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。  
 2 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。  
 3 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の設備に関する基準の確認に必要な事項欄については、記載を要しません。  
 4 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 5 従業者の職種・員数の「※兼務」欄は、短期入所生活介護以外の兼務を行う従業者について記載してください。  
 6 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。



(参考) 介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療 機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

付表第一号(十六) 介護老人保健施設の許可等に係る記載事項

施設	法人番号									
	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号	都道府県	市区町村						
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号					
	Email									
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号							
	氏名									
	生年月日									
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)									
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)		兼務先の名称、所在地							
		兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等								
短期入所療養介護の実施の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	通所リハビリテーションの実施の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)		フリガナ名称								
協力医療機関	名称	主な診療科名								
	名称	主な診療科名								
	名称	主な診療科名								
	名称	主な診療科名								
サービス提供単位1	介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型					<input type="checkbox"/> ユニット型		
	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員	
	介護老人保健施設従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
			理学・作業療法士、言語聴覚士		栄養士・管理栄養士		支援相談員		介護支援専門員	
	介護老人保健施設従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	療養室	1室の最大定員				人				
		入所者1人あたり最小床面積				㎡				
	廊下	片廊下の幅				m				
		中廊下の幅				m				
機能訓練室面積				㎡						
食堂面積				㎡						
入所者の予定数				人						
一日当たりの通所総利用者予定数				人						
建物の構造			<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他							
入所定員				人						
サービス提供単位2	介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型					<input type="checkbox"/> ユニット型		
	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員	
	介護老人保健施設従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
			理学・作業療法士、言語聴覚士		栄養士・管理栄養士		支援相談員		介護支援専門員	
	介護老人保健施設従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	療養室	1室の最大定員				人				
		入所者1人あたり最小床面積				㎡				
	廊下	片廊下の幅				m				
		中廊下の幅				m				
機能訓練室面積				㎡						
食堂面積				㎡						
入所者の予定数				人						
一日当たりの通所総利用者予定数				人						
建物の構造			<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他							
入所定員				人						

○通所リハビリテーション(該当する場合のみ)													
○人員に関する基準の確認に必要な事項													
従業者の職種・員数		医師											
		専従	兼務										
常勤(人)													
非常勤(人)													
○設備に関する基準の確認に必要な事項													
専用の部屋の面積				㎡		利用定員(同時利用)			人				
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項												
	従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)												
	非常勤(人)												
	○設備に関する基準の確認に必要な事項												
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日			
			その他(年末年始休日等)										
	営業時間		:									~	:
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									~	:
土曜日		:									~	:	
日曜日・祝日		:									~	:	
サービス提供時間		:									~	:	
利用定員											人		
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項												
	従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)												
	非常勤(人)												
	○設備に関する基準の確認に必要な事項												
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日			
			その他(年末年始休日等)										
	営業時間		:									~	:
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									~	:
土曜日		:									~	:	
日曜日・祝日		:									~	:	
サービス提供時間		:									~	:	
利用定員											人		
添付書類		別添のとおり											

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。

(参考) 介護老人保健施設の許可等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

■通所リハビリテーションサービス提供単位3以降

サービス提供単位 3	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		:									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
		土曜日	:									
	入	日曜日・祝日	:									
サービス提供時間		:										
利用定員		人										
サービス提供単位 4	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		:									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
		土曜日	:									
	入	日曜日・祝日	:									
サービス提供時間		:										
利用定員		人										

付表第一号(十七) 介護医療院の許可等に係る記載事項

施設	法人番号										
	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号)		都道府県	市区町村						
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号						
	Email										
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号)						
	氏名										
	生年月日										
	当該施設で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)										
他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地										
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等										
短期入所療養介護の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		通所リハビリテーションの実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)		フリガナ名称									
協力医療機関	名称	主な診療科名									
	名称	主な診療科名									
	名称	主な診療科名									
	名称	主な診療科名									
療養棟名											
施設類型(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> I型介護医療院		<input type="checkbox"/> II型介護医療院							
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型		<input type="checkbox"/> ユニット型							
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	介護医療院従事人数	常勤(人)									
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
			理学・作業療法士、言語聴覚士	専従	兼務	栄養士・管理栄養士	専従	兼務	放射線技師	専従	兼務
	介護医療院従事人数	常勤(人)									
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
療養室	1室の最大定員				人						
	入所者1人あたり最小床面積				㎡						
廊下	片廊下の幅				m						
	中廊下の幅				m						
機能訓練室面積				㎡							
食堂(共同生活室)面積				㎡							
入所者の予定数				人							
一日当たりの通所総利用者予定数				人							
建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他			
入所定員				人							
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型		<input type="checkbox"/> ユニット型							
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	介護医療院従事人数	常勤(人)									
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
			理学・作業療法士、言語聴覚士	専従	兼務	栄養士・管理栄養士	専従	兼務	放射線技師	専従	兼務
	介護医療院従事人数	常勤(人)									
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
療養室	1室の最大定員				人						
	入所者1人あたり最小床面積				㎡						
廊下	片廊下の幅				m						
	中廊下の幅				m						
機能訓練室面積				㎡							
食堂(共同生活室)面積				㎡							
入所者の予定数				人							
一日当たりの通所総利用者予定数				人							
建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他			
入所定員				人							

○通所リハビリテーション(該当する場合のみ)											
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		医師									
		専従	兼務								
常勤(人)											
非常勤(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
専用の部屋の面積				㎡		利用定員(同時利用)			人		
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)											
非常勤(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		その他(年末年始休日等)									
営業時間		:									
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
	土曜日	:									
	日曜日・祝日	:									
	サービス提供時間	:									
利用定員				人							
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)											
非常勤(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		その他(年末年始休日等)									
営業時間		:									
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
	土曜日	:									
	日曜日・祝日	:									
	サービス提供時間	:									
利用定員				人							
添付書類		別添のとおり									

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。

(参考) 介護医療院の許可等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

■複数療養棟

療養棟名											
施設類型(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> I型介護医療院				<input type="checkbox"/> II型介護医療院					
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型				<input type="checkbox"/> ユニット型					
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
サービス提供単位3	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員		
	介護医療院従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
	介護医療院従事人数	常勤(人)	理学・作業療法士、言語聴覚士	専従	兼務	栄養士・管理栄養士	専従	兼務	放射線技師	専従	兼務
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
	○設備に関する基準の確認に必要な事項										
	療養室		1室の最大定員				人				
			入所者1人あたり最小床面積				㎡				
廊下		片廊下の幅				m					
		中廊下の幅				m					
		機能訓練室面積				㎡					
		食堂(共同生活室)面積				㎡					
		入所者の予定数				人					
		一日当たりの通所総利用者予定数				人					
		建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他			
		入所定員				人					
サービス提供単位4	介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型				<input type="checkbox"/> ユニット型				
	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員		
	介護医療院従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
	介護医療院従事人数	常勤(人)	理学・作業療法士、言語聴覚士	専従	兼務	栄養士・管理栄養士	専従	兼務	放射線技師	専従	兼務
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
	○設備に関する基準の確認に必要な事項										
療養室		1室の最大定員				人					
		入所者1人あたり最小床面積				㎡					
廊下		片廊下の幅				m					
		中廊下の幅				m					
		機能訓練室面積				㎡					
		食堂(共同生活室)面積				㎡					
		入所者の予定数				人					
		一日当たりの通所総利用者予定数				人					
		建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他			
		入所定員				人					

■通所リハビリテーションサービス提供単位3以降

○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数	理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)											
非常勤(人)											
常勤換算後の人数(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		その他(年末年始休日等)									
営業時間		:									
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
	土曜日	:									
	日曜日・祝日	:									
サービス提供時間		:									
利用定員		人									
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数	理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)											
非常勤(人)											
常勤換算後の人数(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		その他(年末年始休日等)									
営業時間		:									
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
	土曜日	:									
	日曜日・祝日	:									
サービス提供時間		:									
利用定員		人									



付表第二号(一) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号												
	フリガナ												
	名称												
	所在地	(郵便番号 - ) 都 道 市 区 府 県 町 村											
連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号							
	Email												
管理者	フリガナ										住所	(郵便番号 - )	
	氏名												
	生年月日												
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)												
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)		兼務先の名称、所在地									兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等	
連携する訪問看護事業所(連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合のみ記載)											名称	(郵便番号 - )	
											住所		
○人員に関する基準の確認に必要な事項													
従業者の職種・員数		訪問介護員等				オペレーター		看護職員		理学・作業療法士、言語聴覚士		うち計画作成責任者	
		定期巡回サービス		随時訪問サービス		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)													
非常勤(人)													
常勤換算後の人数(人)													
添付書類		別添のとおり											

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 - ) 都 道 市 区 府 県 町 村									
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号				
		Email									

備考

- 1 記入欄が不足の場合は、遮宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

(参考) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■連携する訪問看護事業所

連携する訪問看護事業所 (連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を 実施する場合のみ記載)	名称	
	住所	(郵便番号 ー )
連携する訪問看護事業所 (連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を 実施する場合のみ記載)	名称	
	住所	(郵便番号 ー )

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 ー )	都 道 府 県	市 区 町 村
	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX番号

## 付表第二号(二) 夜間対応型訪問介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号											
	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号		—		)		市 区				
		都 道		府 県			町 村					
連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号						
	Email											
管理者	フリガナ							(郵便番号	—		)	
	氏名							住所				
	生年月日											
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)											
	他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合に記入)		兼務先の名称、所在地									
		兼務先のサービス種別、 兼務する職種及び勤務時間 等										
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
オペレーションセンターの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無										
オペレーションセンターの設置数		か所										
従業者の職種・員数	訪問介護員等				オペレーター		面接相談員					
	定期巡回サービス		随時訪問サービス		専従		兼務		専従		兼務	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)												
非常勤(人)												

## (夜間対応型訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号		—		)		市 区
			都 道		府 県			町 村
連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号		
	Email							

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

(参考) 夜間対応型訪問介護事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

(夜間対応型訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号	—	)	
		都 道	府 県	市 区	町 村
連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号	
	Emai l				

付表第二号(三) 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号								
	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号)		都 道 府 県	市 区 町 村				
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号				
	Email								
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号)				
	氏名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)								
	他の事業所、施設等の 職種との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、 所在地			事業所番号				
	兼務先のサービス種別、兼務 する職種及び勤務時間等								
共生型サービスの該当有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>	利用定員(同時利用)		人		
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間								
		曜日ごとに異なる場合 記入	平日						
土曜日									
日曜日・祝日									
サービス提供時間									
利用定員								人	
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間								
		曜日ごとに異なる場合 記入	平日						
土曜日									
日曜日・祝日									
サービス提供時間									
利用定員								人	
サービス提供単位3	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間								
		曜日ごとに異なる場合 記入	平日						
土曜日									
日曜日・祝日									
サービス提供時間									
利用定員								人	
添付書類	別添のとおり								

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号	—	)	都 道 府 県	市 区 町 村			
	連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号			
		Email							
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
		食堂及び機能訓練室の合計面積	m <sup>2</sup>	利用定員(同時利用)			人		
サービス提供単位1	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間			:	~		:		
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	~		:		
			土曜日	:	~		:		
		日曜日・祝日	:	~		:			
サービス提供時間				:	~		:		
利用定員				:	~		:		
				人					
サービス提供単位2	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間			:	~		:		
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	~		:		
			土曜日	:	~		:		
		日曜日・祝日	:	~		:			
サービス提供時間				:	~		:		
利用定員				:	~		:		
				人					
サービス提供単位3	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間			:	~		:		
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	~		:		
			土曜日	:	~		:		
		日曜日・祝日	:	~		:			
サービス提供時間				:	~		:		
利用定員				:	~		:		
				人					
添付書類	平面図								

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 機能訓練指導員については、生活相談員、看護職員又は介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
  - 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。
  - 5 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。

(参考) 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■サービス提供単位4以降

サービス提供単位4	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常勤(人)								
	非常勤(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日	
		その他(年末年始休日等)								
	営業時間			:		~	:			
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~	:			
土曜日			:		~	:				
		日曜日・祝日	:		~	:				
サービス提供時間			:		~	:				
利用定員					人					
サービス提供単位5	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常勤(人)								
	非常勤(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日	
		その他(年末年始休日等)								
	営業時間			:		~	:			
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~	:			
土曜日			:		~	:				
		日曜日・祝日	:		~	:				
サービス提供時間			:		~	:				
利用定員					人					
サービス提供単位6	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		常勤(人)								
	非常勤(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日	
		その他(年末年始休日等)								
	営業時間			:		~	:			
		曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~	:			
土曜日			:		~	:				
		日曜日・祝日	:		~	:				
サービス提供時間			:		~	:				
利用定員					人					

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所又はサービス提供単位4以降

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号	—	)	都 道	市 区	府 県	町 村	
	連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号			
		Email							
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
		食堂及び機能訓練室の合計面積	m <sup>2</sup>		利用定員(同時利用)			人	
サービス提供単位 4	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	:	~	:	:	:
			土曜日	:	:	~	:	:	:
			日曜日・祝日	:	:	~	:	:	:
	サービス提供時間		:	:	~	:	:	:	:
利用定員		人							
サービス提供単位 5	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	:	~	:	:	:
			土曜日	:	:	~	:	:	:
			日曜日・祝日	:	:	~	:	:	:
	サービス提供時間		:	:	~	:	:	:	:
利用定員		人							
サービス提供単位 6	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	:	~	:	:	:
			土曜日	:	:	~	:	:	:
			日曜日・祝日	:	:	~	:	:	:
	サービス提供時間		:	:	~	:	:	:	:
利用定員		人							



付表第二号(四) 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項(単独型・併設型)

事業所	法人番号								
	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号)		都 道 府 県	市 区 町 村				
	連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号			
管理者	事業の実施形態	<input type="checkbox"/> 単独型		<input type="checkbox"/> 併設型					
	フリガナ			住所	(郵便番号)				
	氏名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)								
他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地						事業所番号		
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等								
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積		㎡		利用定員(同時利用)		人			
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	:		~		:			
	曜日ごとに異なる場合 記入	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
日曜日・祝日		:		~		:			
サービス提供時間	:		~		:				
利用定員			人						
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	:		~		:			
	曜日ごとに異なる場合 記入	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
日曜日・祝日		:		~		:			
サービス提供時間	:		~		:				
利用定員			人						
サービス提供単位3	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	:		~		:			
	曜日ごとに異なる場合 記入	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
日曜日・祝日		:		~		:			
サービス提供時間	:		~		:				
利用定員			人						
添付書類	別添のとおり								

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号)		都 道 府 県	市 区 町 村					
	連絡先	電話番号 Email	(内線)			FAX番号				
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位 1	食堂及び機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>		利用定員(同時利用)			人		
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			その他(年末年始休日等)							
	営業時間		:	:	:	~	:	:	:	:
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	:	:	~	:	:	:	:
		土曜日	:	:	:	~	:	:	:	:
		日曜日・祝日	:	:	:	~	:	:	:	:
	サービス提供時間		:	:	:	~	:	:	:	:
	利用定員		人							
サービス提供単位 2	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			その他(年末年始休日等)							
	営業時間		:	:	:	~	:	:	:	:
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:	:	:	~	:	:	:	:
		土曜日	:	:	:	~	:	:	:	:
		日曜日・祝日	:	:	:	~	:	:	:	:
	サービス提供時間		:	:	:	~	:	:	:	:
	利用定員		人							
	サービス提供単位 3	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日	
		その他(年末年始休日等)								
営業時間		:	:	:	~	:	:	:	:	
曜日ごとに異なる場合記入		平日	:	:	:	~	:	:	:	:
		土曜日	:	:	:	~	:	:	:	:
		日曜日・祝日	:	:	:	~	:	:	:	:
サービス提供時間		:	:	:	~	:	:	:	:	
利用定員		人								

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 機能訓練指導員については、生活相談員、看護職員又は介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
  - 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。
  - 5 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。

(参考) 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項(単独型・併設型)記入欄不足時の資料

■サービス提供単位4以降

サービス提供単位4	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	:							
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:						
土曜日		:							
日曜日・祝日		:							
サービス提供時間	:								
利用定員	人								
サービス提供単位5	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	:							
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:						
土曜日		:							
日曜日・祝日		:							
サービス提供時間	:								
利用定員	人								

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所又はサービス提供単位 4 以降

事業所	フリガナ											
	名 称											
	所在地	(郵便番号 _____) _____ 都 道 市 区 府 県 町 村										
	連絡先	電話番号	(内線)					FAX番号				
	Email											
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
食堂及び機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>					利用定員(同時利用)			人		
サービス提供単位 4	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		: ~ :									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	: ~ :									
		土曜日	: ~ :									
	日曜日・祝日		: ~ :									
	サービス提供時間		: ~ :									
利用定員		人										
サービス提供単位 5	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		: ~ :									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	: ~ :									
		土曜日	: ~ :									
	日曜日・祝日		: ~ :									
	サービス提供時間		: ~ :									
利用定員		人										

付表第二号(五) 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項 (共用型)

事業所	法人番号							
	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号)	都道	市区	府県	町村		
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号			
	Email							
本体事業種別		<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業所		<input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設		<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設		
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号)					
	氏名							
	生年月日							
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)							
他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地				事業所番号			
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等							
○人員に関する基準の確認に必要な事項								
本体の事業所等の入居者を含めた利用者数								人
○設備に関する基準の確認に必要な事項								
食堂及び機能訓練室の合計面積		㎡			利用定員(同時利用)		人	
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項							
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員又は介護従業者		機能訓練指導員
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従 兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	計画作成担当者	医師		栄養士		介護支援専門員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	○設備に関する基準の確認に必要な事項							
営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 祝日	
その他(年末年始休日等)								
営業時間	:		~		:			
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
	土曜日	:		~		:		
日曜日・祝日	:		~		:			
サービス提供時間	:		~		:			
利用定員							人	
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項							
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員又は介護従業者		機能訓練指導員
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従 兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	計画作成担当者	医師		栄養士		介護支援専門員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	○設備に関する基準の確認に必要な事項							
営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 祝日	
その他(年末年始休日等)								
営業時間	:		~		:			
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
	土曜日	:		~		:		
日曜日・祝日	:		~		:			
サービス提供時間	:		~		:			
利用定員							人	
サービス提供単位3	○人員に関する基準の確認に必要な事項							
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員又は介護従業者		機能訓練指導員
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従 兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	計画作成担当者	医師		栄養士		介護支援専門員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	○設備に関する基準の確認に必要な事項							
営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 祝日	
その他(年末年始休日等)								
営業時間	:		~		:			
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
	土曜日	:		~		:		
日曜日・祝日	:		~		:			
サービス提供時間	:		~		:			
利用定員							人	
添付書類	別添のとおり							

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号)		都 道 市 区	府 県 町 村				
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号				
	Email								
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積		㎡		利用定員(同時利用)		人			
サービス提供単位 1	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間	平日	:		~	:			
		曜日ごとに異なる場合	土曜日	:	~	:			
	記入	日曜日・祝日	:	~	:				
		サービス提供時間							:
	利用定員		人						
	サービス提供単位 2	○設備に関する基準の確認に必要な事項							
		営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
その他(年末年始休日等)									
営業時間		平日	:		~	:			
		曜日ごとに異なる場合	土曜日	:	~	:			
記入		日曜日・祝日	:	~	:				
		サービス提供時間							:
利用定員		人							
サービス提供単位 3		○設備に関する基準の確認に必要な事項							
		営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	その他(年末年始休日等)								
	営業時間	平日	:		~	:			
		曜日ごとに異なる場合	土曜日	:	~	:			
	記入	日曜日・祝日	:	~	:				
		サービス提供時間							:
	利用定員		人						

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 管理者の業務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 機能訓練指導員については、生活相談員、看護職員又は介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
  - 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。
  - 5 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。

(参考) 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項(共用型)記入欄不足時の資料

■サービス提供単位4以降

サービス提供単位4	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員又は介護従業者		機能訓練指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)									
	非常勤(人)									
	計画作成担当者	生活相談員		医師		栄養士		介護支援専門員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)									
	非常勤(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日	
		その他(年末年始休日等)								
営業時間		:		~		:				
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:				
	土曜日	:		~		:				
日曜日・祝日		:		~		:				
サービス提供時間		:		~		:				
利用定員				人						
サービス提供単位5	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員又は介護従業者		機能訓練指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)									
	非常勤(人)									
	計画作成担当者	生活相談員		医師		栄養士		介護支援専門員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)									
	非常勤(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日	
		その他(年末年始休日等)								
営業時間		:		~		:				
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:				
	土曜日	:		~		:				
日曜日・祝日		:		~		:				
サービス提供時間		:		~		:				
利用定員				人						
サービス提供単位6	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員又は介護従業者		機能訓練指導員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)									
	非常勤(人)									
	計画作成担当者	生活相談員		医師		栄養士		介護支援専門員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)									
	非常勤(人)									
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日	
		その他(年末年始休日等)								
営業時間		:		~		:				
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:				
	土曜日	:		~		:				
日曜日・祝日		:		~		:				
サービス提供時間		:		~		:				
利用定員				人						

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所又はサービス提供単位 4 以降

事業所	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号 _____ ) 都 道 市 区 府 県 町 村										
	連絡先	電話番号 _____ (内線) _____	FAX番号 _____	Email _____								
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
食堂及び機能訓練室の合計面積 _____ m <sup>2</sup> 利用定員(同時利用) _____ 人												
サービス提供単位 4	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		: ~ :									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	: ~ :									
		土曜日	: ~ :									
		日曜日・祝日	: ~ :									
サービス提供時間		: ~ :										
利用定員		人 _____										
サービス提供単位 5	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		: ~ :									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	: ~ :									
		土曜日	: ~ :									
		日曜日・祝日	: ~ :									
サービス提供時間		: ~ :										
利用定員		人 _____										
サービス提供単位 6	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		: ~ :									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	: ~ :									
		土曜日	: ~ :									
		日曜日・祝日	: ~ :									
サービス提供時間		: ~ :										
利用定員		人 _____										



付表第二号(六) 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号						
	フリガナ						
	名称						
	所在地		(郵便番号) 都道 市区 府県 町村				
連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号				
	Email						
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号) 都道 市区				
	氏名		府県 町村				
	生年月日						
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)						
他の事業所、施設等の職務 との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、 所在地			事業所番号			
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等						
協力医療機関	名称			主な診療科名			
	名称			主な診療科名			
○人員に関する基準の確認に必要な事項							
従業者の職種・員数		介護従業者		看護職員		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)							
非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)							
通いサービスの利用者数(推定数を記入)		人					
○設備に関する基準の確認に必要な情報							
居間及び食堂の合計面積		㎡					
個室以外の宿泊室の合計面積		㎡		宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数		人	
登録定員		人					
通いサービスの利用定員		人		宿泊サービスの利用定員		人	
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他	
添付書類		別添のとおり					

(小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項)

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地		(郵便番号) 都道 市区 府県 町村				
	連絡先		電話番号	(内線)	FAX番号		
		Email					
○設備に関する基準の確認に必要な情報							
居間及び食堂の合計面積		㎡					
個室以外の宿泊室の合計面積		㎡		宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数		人	
登録定員		人					
通いサービスの利用定員		人		宿泊サービスの利用定員		人	
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他	

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
- 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

(参考) 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

(小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項)

■複数事業所

事業所	フリガナ 名 称				
	所在地	(郵便番号	—	)	
		都 道 府 県		市 区 町 村	
	連絡先	電話番号 Email	(内線)	FAX 番号	
○設備に関する基準の確認に必要な情報					
居間及び食堂の合計面積			m <sup>2</sup>		
個室以外の宿泊室の合計面積			m <sup>2</sup>	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数	人
登録定員			人		
通いサービスの利用定員			人	宿泊サービスの利用定員	人
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他			

付表第二号(七) 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号								
	フリガナ								
	名称								
	所在地		(郵便番号 都 道 市 区 府 県 町 村)						
連絡先	電話番号	(内線)	FAX 番号						
	Email								
管理者	フリガナ			住所 (郵便番号 - )					
	氏名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)								
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地	事業所番号						
		兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等							
本体施設の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本体施設名称	事業所番号					
協力医療機関	名称			主な診療科名					
	名称			主な診療科名					
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
共同生活住居数		戸	①	②	③				
従業者の職種・員数		介護従業者		介護従業者		介護従業者		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)									
利用者数(推定数を記入)		合計	人	人	人	人	人		
利用定員				人	人	人	人		
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他							
添付書類		別添のとおり							

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。

(参考) 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定等に係る記載事項 記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

## 付表第二号(八) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号												
	フリガナ												
	名称												
	所在地	(郵便番号 _____ ) 都 道 市 区 府 県 町 村											
連絡先	電話番号							(内線)	FAX 番号				
	Email												
施設の区分 (該当に○)	有料老人ホーム					施設開設年月日							
	軽費老人ホーム												
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号 _____ )						
	氏名												
	生年月日												
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)												
	他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地					事業所番号						
協力医療 機関	名称					主な診療科名							
	名称					主な診療科名							
	名称					主な診療科名							
○人員に関する基準の確認に必要な事項													
従業者の職種・員数				生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
				専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)													
非常勤(人)													
常勤換算後の人数(人)													
利用者数(推定数を記入)				要介護者		人		(前年の平均値、新規の場合は推定数を記入)					
						人							
○設備に関する基準の確認に必要な事項													
入居定員				人									
建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他					
添付書類				別添のとおり									

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(参考) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療 機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

付表第二号(九) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定等に係る記載事項

施設	法人番号									
	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号)		都道府県			市区町村			
連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号				
	Email									
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号)					
	氏名									
	生年月日									
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)									
	他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地					事業所番号			
兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等										
本体施設の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本体施設名称			事業所番号					
併設事業所の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	短期入所生活介護の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業の実施形態	<input type="checkbox"/> 空床利用型 <input type="checkbox"/> 併設事業所					
協力医療機関	名称			主な診療科名						
	名称			主な診療科名						
サービス提供単位1	介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型			<input type="checkbox"/> ユニット型				
	○人員に関する基準の確認に必要な事項									
	従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員	
			専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務
	地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人)								
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
			栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員等		栄養士を配置しない場合の措置	
			専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務		
	地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人)								
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	入所者数(推定数を記入)		人		短期入所利用者数(併設型の場合)		人(推定数を記入)			
	○設備に関する基準の確認に必要な事項									
	居室	1室の最大定員	地域密着型介護老人福祉施設		短期入所生活介護					
入所者1人あたりの最小床面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>						
食堂と機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>						
廊下	片廊下の幅	m		m						
	中廊下の幅	m		m						
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
入所定員		人								
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型			<input type="checkbox"/> ユニット型					
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員		
		専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)										
		栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員等		栄養士を配置しない場合の措置		
		専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務			
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事者数	常勤(人)									
	非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)										
入所者数(推定数を記入)		人		短期入所利用者数(併設型の場合)		人(推定数を記入)				
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
居室	1室の最大定員	地域密着型介護老人福祉施設		短期入所生活介護						
	入所者1人あたりの最小床面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>						
食堂と機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>						
廊下	片廊下の幅	m		m						
	中廊下の幅	m		m						
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
入所定員		人								
添付書類		別添のとおり								

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。  
 2 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。  
 3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 4 従業者の職種・員数の「\*兼務」欄は、短期入所生活介護以外の兼務を行う従業者について記載してください。  
 5 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。  
 6 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の「設備に関する基準の確認に必要な事項」欄については、記載不要です。

(参考) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医 療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	



付表第二号(十) 複合型サービス事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号					
	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号		— )		
		都道	市区			
		府県	町村			
連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号		
	Email					
訪問看護事業所の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	種別	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション			
	名称	事業所番号		(郵便番号 — )		
管理者	フリガナ	住所		(郵便番号 — )		
	氏名					
	生年月日					
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)					
他の事業所、施設等の 職務との兼務の有無 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地					
	事業所番号					
	兼務先のサービス 種別、兼務する 職種及び勤務時 間等					
協力医療 機関	名称	主な診療科名				
	名称	主な診療科名				
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		介護従事者		うち看護職員		
		専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)						
非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)						
通いサービスの利用者数(推定数を記入)		人				
○設備に関する基準の確認に必要な事項						
居間及び食堂の合計面積		m <sup>2</sup>				
個室の宿泊室		室	うち床面積6.4m <sup>2</sup> 以上7.43m <sup>2</sup> 未満の宿泊室 (病院又は診療所である場合)		室	
個室以外の宿泊室の合計面積		m <sup>2</sup>	宿泊サービスの利用定員から 個室の定員数を減じた数		人	
登録定員		人				
通いサービスの利用定員		人	宿泊サービスの利用定員		人	
利用者の推定数		人				
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他				
添付書類		別添のとおり				

(複合型サービス事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項)

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号		— )		
			都道	市区		
		府県	町村			
連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号		
	Email					
○設備に関する基準の確認に必要な事項						
居間及び食堂の合計面積		m <sup>2</sup>				
個室の宿泊室		室	うち床面積6.4m <sup>2</sup> 以上7.43m <sup>2</sup> 未満の宿泊室 (病院又は診療所である場合)		室	
個室以外の宿泊室の合計面積		m <sup>2</sup>	宿泊サービスの利用定員から 個室の定員数を減じた数		人	
登録定員		人				
通いサービスの利用定員		人	宿泊サービスの利用定員		人	
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他				

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
- 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

(参考) 複合型サービス事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

(複合型サービス事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項)

■複数事業所

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 _____) 都 道 市 区 府 県 町 村		
	連絡先	電話番号 _____ (内線) _____	FAX番号 _____	
Email _____				
○設備に関する基準の確認に必要な事項				
	居間及び食堂の合計面積	m <sup>2</sup>		
	個室の宿泊室	室	うち床面積6.4m <sup>2</sup> 以上7.43m <sup>2</sup> 未満の宿泊室 (病院又は診療所である場合)	室
	個室以外の宿泊室の合計面積	m <sup>2</sup>	宿泊サービスの利用定員から 個室の定員数を減じた数	人
	登録定員	人		
	通いサービスの利用定員	人	宿泊サービスの利用定員	人
	建物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他		

付表第二号(十一) 指定居宅介護支援事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号				
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号) 一 都 道 市 区 府 県 町 村			
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX 番号	
管理者	フリガナ				
	氏名	住所	(郵便番号) 一 )		
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)				
	他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地			事業所番号
		兼務先のサービス 種別、兼務する 職種及び勤務時 間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数(人)		介護支援専門員			
		専 従	兼 務		
常 勤(人)					
非常勤(人)					
事業開始時の利用者の推定数		人			
添付書類		別添のとおり			

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

付表第二号(十二) 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号			
	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 ー 都 道 市 区 府 県 町 村 )		
	連絡先	電話番号 (内線)	FAX 番号	
管理者	フリガナ			住所 (郵便番号 ー )
	氏 名			
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)			
	他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地		
		兼務先のサービス種別、兼 務する職種及び勤務時間 等		
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数(人)		担当職員		
		専従	兼務	
常 勤(人)				
非常勤(人)				
事業開始時の利用者の推定数		人		
添付書類		別添のとおり		

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 担当職員については、指定居宅介護支援事業者である場合は介護支援専門員について記載してください。

## 付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項

サービス種類(該当に○)		介護予防訪問介護相当サービス		緩和した基準による訪問型サービス		定率	定額	
事業所	法人番号							
	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 - )		都 道 府 県	市 区 町 村			
	連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号			
		Email						
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )			
	氏名							
	生年月日							
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)							
	他の事業所、施設 等の職務との兼務 (兼務の場合のみ 記入)	兼務先の名称、所在地						
兼務先のサービス 種別、兼務する職種 及び勤務時間等								
○人員に関する基準の確認に必要な事項								
従業者の職種・員数		訪問介護員等						
		専 従			兼 務			
		常 勤(人)						
		非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)								
利用者の推定数(人)								
サービス提供 責任者 ※介護予防訪問介護相当サービス 該当時	フリガナ			住所	(郵便番号 - )			
	氏名							
	フリガナ			住所	(郵便番号 - )			
	氏名							
添付書類	別添のとおり							

## (訪問型サービス事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 - )		都 道 府 県	市 区 町 村		
	連絡先	電話番号	(内線)		FAX番号		
			Email				

## 備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。
- 4 「介護予防訪問介護相当サービス」は介護保険法施行規則第140条の63の6第1号で定める基準に基づき行われるサービスを、「緩和した基準による訪問型サービス」は介護保険法施行規則第140条の63の6第2号で定める基準に基づき行われるサービスを指します。

(参考) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■サービス提供責任者

サービス提供責任者 ※介護予防訪問介護相当サービス該当時	フリガナ		住所	(郵便番号 - )
	氏名			
	フリガナ		住所	(郵便番号 - )
	氏名			
	フリガナ		住所	(郵便番号 - )
	氏名			
フリガナ		住所	(郵便番号 - )	
氏名				

(訪問型サービス事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - )	都道 府県	市区 町村	
	連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
	Email				

付表第三号(二) 通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項

サービス種類(該当に○)	介護予防通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス	定率						
			定額						
事業所	法人番号								
	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 - ) 都 道 市 区 府 県 町 村							
連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号						
	Email								
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )						
	氏名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)								
	他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地							
兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等									
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>	利用定員(同時利用) 人						
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員	介護職員	機能訓練指導員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)								
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間		:		~		:		
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
日曜日・祝日		:		~		:			
サービス提供時間		:		~		:			
利用定員		人							
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員	介護職員	機能訓練指導員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)								
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間		:		~		:		
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
日曜日・祝日		:		~		:			
サービス提供時間		:		~		:			
利用定員		人							
サービス提供単位3	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員	介護職員	機能訓練指導員			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)								
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間		:		~		:		
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
日曜日・祝日		:		~		:			
サービス提供時間		:		~		:			
利用定員		人							
添付書類		別添のとおり							

(通所型サービス事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 - )		都 道	市 区				
		府 県			町 村				
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号				
	Email								
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積		㎡		利用定員(同時利用)		人			
サービス提供単位1	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間		:		~		:		
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
		土曜日	:		~		:		
		日曜日・祝日	:		~		:		
	サービス提供時間		:		~		:		
	利用定員				人				
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
サービス提供単位2	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		その他(年末年始休日等)							
	営業時間		:		~		:		
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:		
		土曜日	:		~		:		
		日曜日・祝日	:		~		:		
	サービス提供時間		:		~		:		
	利用定員				人				
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	サービス提供単位3	営業日(該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
その他(年末年始休日等)									
営業時間		:		~		:			
曜日ごとに異なる場合記入		平日	:		~		:		
		土曜日	:		~		:		
		日曜日・祝日	:		~		:		
サービス提供時間		:		~		:			
利用定員				人					
添付書類		平面図							

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 機能訓練指導員については、生活相談員、看護職員又は介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
  - 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業員については、上段の表に出張所に勤務する従業員も含めて記載してください。
  - 5 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。
  - 6 「介護予防通所介護相当サービス」は介護保険法施行規則第140条の63の6第1号で定める基準に基づき行われるサービスを、「緩和した基準による通所型サービス」は介護保険法施行規則第140条の63の6第2号で定める基準に基づき行われるサービスを指します。



(参考) 通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■サービス提供単位4以降

○人員に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位 4	従業者の職種・員数		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)									
非常勤(人)										
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位 4	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			その他(年末年始休日等)							
	営業時間				:		~		:	
	曜日ごとに異なる場合記入	平日			:		~		:	
		土曜日			:		~		:	
		日曜日・祝日			:		~		:	
サービス提供時間				:		~		:		
利用定員				:		人		:		
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位 5	従業者の職種・員数		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)									
非常勤(人)										
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位 5	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			その他(年末年始休日等)							
	営業時間				:		~		:	
	曜日ごとに異なる場合記入	平日			:		~		:	
		土曜日			:		~		:	
		日曜日・祝日			:		~		:	
サービス提供時間				:		~		:		
利用定員				:		人		:		

(通所型サービスを事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所又はサービス提供単位4以降

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 - ) 都 道 市 区 府 県 町 村								
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号			
	Email									
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
食堂及び機能訓練室の合計面積						m <sup>2</sup>	利用定員(同時利用)		人	
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位 4	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			その他(年末年始休日等)							
	営業時間				:		~		:	
	曜日ごとに異なる場合記入	平日			:		~		:	
		土曜日			:		~		:	
		日曜日・祝日			:		~		:	
サービス提供時間				:		~		:		
利用定員				:		人		:		
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
サービス提供単位 5	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			その他(年末年始休日等)							
	営業時間				:		~		:	
	曜日ごとに異なる場合記入	平日			:		~		:	
		土曜日			:		~		:	
		日曜日・祝日			:		~		:	
サービス提供時間				:		~		:		
利用定員				:		人		:		

付表第一号(三) 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項

第六十二条 介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を次のように改正する。  
付表第一号(三)、(表)及び(注)を次のように改める。

事業所	法人番号								
	フリガナ								
	名 称								
	所在地	(郵便番号		-		)		都 道	市 区
		府 県						町 村	
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号				
	Email								
事業所種別		<input type="checkbox"/> 病院		<input type="checkbox"/> 診療所		<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション			
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号			-	)
	氏 名								
	生年月日								
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)								
	他の事業所、施設等の職 務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地							
兼務先のサービス種別、兼務する 職種及び勤務時間等									
利用者の推定数		人							
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		看護師		保健師		准看護師		理学・作業療法士、 言語聴覚士	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常 勤(人)									
非常勤(人)									
※常勤換算後の人数(人)									
添付書類		別添のとおり							

(訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ								
	名 称								
	所在地	(郵便番号		-		)		都 道	市 区
		府 県						町 村	
	連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号			
Email									

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
  - 2 ※欄は、訪問看護ステーションの場合のみ記入してください。
  - 3 病院又は診療所が行うものについては、法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。
  - 4 管理者の兼務の状況については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 5 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。

(参考) 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項記入欄不足時の資料

(訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

■複数事業所

事業所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号	-	)
		都 道	市 区	
	府 県	町 村		
連絡先	電話番号	(内線)	FAX番号	
	Email			

付表第一号(十六) 介護老人保健施設の許可等に係る記載事項

施設	法人番号											
	フリガナ											
	名称											
	所在地	(郵便番号		—		)						
連絡先	電話番号	(内線)			FAX番号							
	Email											
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号	—		)		
	氏名											
	生年月日											
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)											
他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地											
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等											
短期入所療養介護の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	通所リハビリテーションの実施の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	訪問リハビリテーションの実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)						フリガナ						
協力医療機関	名称					主な診療科名						
	名称					主な診療科名						
	名称					主な診療科名						
	名称					主な診療科名						
サービス提供単位1	介護形式(いずれか一方を選択)										<input type="checkbox"/> 従来型	<input type="checkbox"/> ユニット型
	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	従業者の職種・員数				医師		薬剤師		看護職員		介護職員	
	介護老人保健施設従事人数				専従		専従		専従		専従	
					兼務		兼務		兼務		兼務	
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	常勤換算後の人数(人)											
	介護老人保健施設従事人数				専従		専従		専従		専従	
					兼務		兼務		兼務		兼務	
常勤(人)												
非常勤(人)												
常勤換算後の人数(人)												
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
療養室		1室の最大定員			人							
		入所者1人あたり最小床面積			㎡							
廊下		片廊下の幅			m							
		中廊下の幅			m							
機能訓練室面積				㎡								
食堂面積				㎡								
入所者の予定数				人								
一日当たりの通所総利用者予定数				人								
建物の構造						<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他		
入所定員				人								
サービス提供単位2	介護形式(いずれか一方を選択)										<input type="checkbox"/> 従来型	<input type="checkbox"/> ユニット型
	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	従業者の職種・員数				医師		薬剤師		看護職員		介護職員	
	介護老人保健施設従事人数				専従		専従		専従		専従	
					兼務		兼務		兼務		兼務	
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	常勤換算後の人数(人)											
	介護老人保健施設従事人数				専従		専従		専従		専従	
					兼務		兼務		兼務		兼務	
常勤(人)												
非常勤(人)												
常勤換算後の人数(人)												
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
療養室		1室の最大定員			人							
		入所者1人あたり最小床面積			㎡							
廊下		片廊下の幅			m							
		中廊下の幅			m							
機能訓練室面積				㎡								
食堂面積				㎡								
入所者の予定数				人								
一日当たりの通所総利用者予定数				人								
建物の構造						<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他		
入所定員				人								

○通所リハビリテーション(該当する場合のみ)											
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		医師									
		専従	兼務								
常勤(人)											
非常勤(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
専用の部屋の面積		㎡		利用定員(同時利用)				人			
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)											
非常勤(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		その他(年末年始休日等)									
営業時間		:		~		:					
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:					
	土曜日	:		~		:					
	日曜日・祝日	:		~		:					
サービス提供時間		:		~		:					
利用定員		人									
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)											
非常勤(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
		その他(年末年始休日等)									
営業時間		:		~		:					
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:		~		:					
	土曜日	:		~		:					
	日曜日・祝日	:		~		:					
サービス提供時間		:		~		:					
利用定員		人									
添付書類		別添のとおり									
○訪問リハビリテーション(該当する場合のみ)											
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		医師		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士			
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
常勤(人)											
非常勤(人)											
添付書類		別添のとおり									

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。

(参考) 介護老人保健施設の許可等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

■通所リハビリテーションサービス提供単位3以降

サービス提供単位3	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		:									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
		土曜日	:									
	入 日曜日・祝日		:									
サービス提供時間		:										
利用定員		人										
サービス提供単位4	○人員に関する基準の確認に必要な事項											
	従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)											
	非常勤(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日		
			その他(年末年始休日等)									
	営業時間		:									
	曜日ごとに異なる場合記入	平日	:									
		土曜日	:									
	入 日曜日・祝日		:									
サービス提供時間		:										
利用定員		人										

付表第一号(十七) 介護医療院の許可等に係る記載事項

施設	法人番号										
	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号) 都 道 市 区 府 県 町 村									
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX 番号				
管理者	フリガナ										
	氏名										
	生年月日										
	住所	(郵便番号) 都 道 市 区 府 県 町 村									
	当施設で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)										
他の事業所、施設等の職務との兼務(兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地										
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等										
短期入所療養介護の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	通所リハビリテーションの実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	訪問リハビリテーションの実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)											
協力医療機関	フリガナ										
	名称	主な診療科名									
	名称	主な診療科名									
	名称	主な診療科名									
療養棟名											
施設類型(いずれか一方を選択) <input type="checkbox"/> I型介護医療院 <input type="checkbox"/> II型介護医療院											
介護形式(いずれか一方を選択) <input type="checkbox"/> 従来型 <input type="checkbox"/> ユニット型											
サービス提供単位1	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数										
			医 師		薬 剤 師		看 護 職 員		介 護 職 員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	介護医療院従事人数	常勤(人)									
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
			理学・作業療法士、言語聴覚士	栄養士・管理栄養士	放射線技師	介護支援専門員					
	介護医療院従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
療養室		1室の最大定員		人							
		入所者1人あたり最小床面積		㎡							
廊下		片廊下の幅		m							
		中廊下の幅		m							
		機能訓練室面積		㎡							
		食堂(共同生活室)面積		㎡							
		入所者の予定数		人							
		一日当たりの通所総利用者予定数		人							
		建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他							
		入所定員		人							
介護形式(いずれか一方を選択) <input type="checkbox"/> 従来型 <input type="checkbox"/> ユニット型											
サービス提供単位2	○人員に関する基準の確認に必要な事項										
	従業者の職種・員数										
			医 師		薬 剤 師		看 護 職 員		介 護 職 員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	介護医療院従事人数	常勤(人)									
		非常勤(人)									
	常勤換算後の人数(人)										
			理学・作業療法士、言語聴覚士	栄養士・管理栄養士	放射線技師	介護支援専門員					
	介護医療院従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
		非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
療養室		1室の最大定員		人							
		入所者1人あたり最小床面積		㎡							
廊下		片廊下の幅		m							
		中廊下の幅		m							
		機能訓練室面積		㎡							
		食堂(共同生活室)面積		㎡							
		入所者の予定数		人							
		一日当たりの通所総利用者予定数		人							
		建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他							
		入所定員		人							

○通所リハビリテーション(該当する場合のみ)												
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
従業者の職種・員数		医師										
		専従	兼務									
常 勤(人)												
非常勤(人)												
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
専用の部屋の面積				m <sup>2</sup>				利用定員(同時利用)				人
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常 勤(人)												
非常勤(人)												
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日			
		その他(年末年始休日等)										
営業時間		:										
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:										
	土曜日	:										
	日曜日・祝日	:										
サービス提供時間		:										
利用定員		人										
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
従業者の職種・員数		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常 勤(人)												
非常勤(人)												
○設備に関する基準の確認に必要な事項												
営業日(該当に○)		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日			
		その他(年末年始休日等)										
営業時間		:										
曜日ごとに異なる場合記入	平日	:										
	土曜日	:										
	日曜日・祝日	:										
サービス提供時間		:										
利用定員		人										
添付書類		別添のとおり										
○訪問リハビリテーション(該当する場合のみ)												
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
従業者の職種・員数		医師		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士				
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務			
常 勤(人)												
非常勤(人)												
添付書類		別添のとおり										

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。



(参考) 介護医療院の許可等に係る記載事項記入欄不足時の資料

■協力医療機関

協力医療機関	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	
	名称		主な診療科名	

■複数療養棟

療養棟名												
施設類型(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> I型介護医療院					<input type="checkbox"/> II型介護医療院					
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型					<input type="checkbox"/> ユニット型					
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
サービス提供単位3	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員			
	介護医療院従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		非常勤(人)										
	常勤換算後の人数(人)											
	介護医療院従事人数	常勤(人)	理学・作業療法士、言語聴覚士	栄養士・管理栄養士		放射線技師		介護支援専門員				
		非常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	常勤換算後の人数(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	療養室	1室の最大定員				人						
		入所者1人あたり最小床面積				㎡						
廊下	片廊下の幅				m							
	中廊下の幅				m							
機能訓練室面積				㎡								
食堂(共同生活室)面積				㎡								
入所者の予定数				人								
一日当たりの通所総利用者予定数				人								
建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
入所定員				人								
介護形式(いずれか一方を選択)		<input type="checkbox"/> 従来型					<input type="checkbox"/> ユニット型					
○人員に関する基準の確認に必要な事項												
サービス提供単位4	従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員			
	介護医療院従事人数	常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
		非常勤(人)										
	常勤換算後の人数(人)											
	介護医療院従事人数	常勤(人)	理学・作業療法士、言語聴覚士	栄養士・管理栄養士		放射線技師		介護支援専門員				
		非常勤(人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	常勤換算後の人数(人)											
	○設備に関する基準の確認に必要な事項											
	療養室	1室の最大定員				人						
		入所者1人あたり最小床面積				㎡						
廊下	片廊下の幅				m							
	中廊下の幅				m							
機能訓練室面積				㎡								
食堂(共同生活室)面積				㎡								
入所者の予定数				人								
一日当たりの通所総利用者予定数				人								
建物の構造				<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
入所定員				人								

■通所リハビリテーションサービス提供単位3以降

サービス提供単位 3		○人員に関する基準の確認に必要な事項										
		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
従業者の職種・員数		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)												
非常勤(人)												
常勤換算後の人数(人)												
サービス提供単位 3		○設備に関する基準の確認に必要な事項										
		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日			
営業日(該当に○)												
営業時間		その他(年末年始休日等)										
曜日ごとに異なる場合記入	平日					~						
	土曜日					~						
	日曜日・祝日					~						
	サービス提供時間					~						
利用定員						人						
サービス提供単位 4		○人員に関する基準の確認に必要な事項										
		理学療法士		作業療法士		言語聴覚士		看護職員		介護職員		
従業者の職種・員数		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)												
非常勤(人)												
常勤換算後の人数(人)												
サービス提供単位 4		○設備に関する基準の確認に必要な事項										
		日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日			
営業日(該当に○)												
営業時間		その他(年末年始休日等)										
曜日ごとに異なる場合記入	平日					~						
	土曜日					~						
	日曜日・祝日					~						
	サービス提供時間					~						
利用定員						人						

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十条の規定 公布の日

二 第二条、第六条、第九条、第十一条、第十四条、第二十三条、第四十条、第四十六条、第四十八条、第五十一条、第五十四条、第五十六条、第五十九条及び第六十二条の規定並びに附則第二条第二項、第三条及び第十三条第二項の規定 令和六年六月一日

三 第三十条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条の規定 令和六年八月一日

四 第三条、第七条、第十二条、第二十四条、第二十六条、第三十一条、第三十四条、第三十八条、第五十二条及び第五十七条の規定並びに附則第十一条の規定 令和七年八月一日

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注6、訪問入浴介護費のイの注3、通所介護費のイからハまでの注3、短期入所生活介護費のイ及びロの注5、短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注6、ロ(1)から(5)までの注6、ハ(1)から(3)までの注6及びホ(1)から(7)までの注6、特定施設入居者生活介護費のイからハまでの注6並びに福祉用具貸与費の注2、第四条の規定による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費のイの注4、第五条の規定による改正後の指定施設サービス等による費用の額の算定に関する基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注7、介護保健施設サービスのイ及びロの注6並びに介護医療院サービスのイからハまでの注6、第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイからハまでの注6、夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注3、地域密着型通所介護費のイからハまでの注5、認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注6、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロの注4、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロの注5、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイから二までの注7並びに複合型サービス費のイ及びロの注6、第十条の規定による改正後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費のイの注3、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5、介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(4)までの注5、ハ(1)及び(2)の注5並びにホ(1)から(6)までの注5、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ及びロの注4並びに介護予防福祉用具貸与費の注2、第十三条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注6並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロの注4、第十五条の規定による改正後の指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表の介護予防支援費のイの注4並びに第五十七条の規定による改正後の介護保険法施行規則第四百零九条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービスのイ及びロの注5並びに介護予防ケアマネジメント費のイの注3の規定は、適用しない。ただし、通所介護費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、特定施設入居者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、複合型サービス費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費又は通所型サービス費を算定している事業所又は施設が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

2 令和七年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注4、訪問リハビリテーション費のイの注3並びに通所リハビリテーション費のイ及びロの注3並びに第十一条の規定による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注3、介護予防訪問リハビリテーション費のイの注3並びに介護予防通所リハビリテーション費のイの注3の規定は、適用しない。ただし、通所リハビリテーション費又は介護予防通所リハビリテーション費を算定している事業所が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

(介護職員等処遇改善加算に係る経過措置)

第三条 令和七年三月三十一日までの間は、第五十四条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第四号イの(1)の(一)（同告示第六号、第二十四号、第三十四号、第四十四号、第八十八号、第九十四号、第百号の七、第百二号、第百十四号、第百二十一号及び第百三十号において準用する場合を含む。）、第三十九号イの(1)の(一)（同告示第四十一号、第百十七号及び第百十九号において準用する場合を含む。）及び第四十八号イの(1)の(一)（同告示第五十一号、第五十一号の十、第五十三号、第五十八号、第六十号、第六十二号、第七十三号、第八十一号、第百二十三号、第百二十七号、第百二十九号及び第百三十六号において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同告示第四号イの(1)の(一)（同告示第六号、第二十四号、第三十四号、第四十四号、第八十八号、第九十四号、第百号の七、第百二号、第百十四号、第百二十一号及び第百三十号において準用する場合を含む。）、第三十九号イの(1)の(一)（同告示第四十一号、第百十七号及び第百十九号において準用する場合を含む。）及び第四十八号イの(1)の(一)（同告示第五十一号、第五十一号の十、第五十三号、第五十八号、第六十号、第六十二号、第八十一号、第百二十三号、第百二十七号、第百二十九号及び第百三十六号において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること」とする。

2

令和六年五月三十一日において現に介護職員処遇改善加算(第二条の規定による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。))の訪問介護費のチ、訪問入浴介護費のヘ、通所介護費のホ、通所リハビリテーション費のヘ、短期入所生活介護費のイ、短期入所療養介護費のイの(1)、口の(2)、ハの(10)若しくはホの(16)若しくは特定施設入居者生活介護費のヲ、第六条の規定による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。))の介護福祉施設サービス等のマ、介護保健施設サービスケ若しくは介護医療院サービスのフ、第九条の規定による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。))の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のル、夜間対応型訪問介護費のホ、地域密着型通所介護費のホ、認知症対応型通所介護費の二、小規模多機能型居宅介護費のツ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のヲ、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費のニ、小規模多機能型居宅介護費のニ、小規模多機能型居宅介護費のツ、介護給付費単位数表(以下「旧指定介護給付費単位数表」という。))の介護予防短期入所療養介護費のイの(1)、口の(1)、ハの(9)若しくはホの(14)若しくは介護予防特定施設入居者生活介護費のホ、介護予防通所リハビリテーション費のル、介護予防短期入所生活介護費のチ、介護予防短期入所療養介護費のイの(1)、口の(1)、ハの(9)若しくはホの(14)若しくは介護予防認知症対応型通所介護費の二、介護予防小規模多機能型居宅介護費のレ又は第五十九条の規定による改正前の介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費のヘ若しくは通所型サービス費のワの介護職員処遇改善加算をいう。)を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算(旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問型サービス費のヘ若しくは特定施設入居者生活介護費のチ、通所介護費のト、通所リハビリテーション費のチ、短期入所生活介護費のル、短期入所療養介護費のイの(1)、口の(1)、ハの(11)若しくはホの(16)若しくは特定施設入居者生活介護費の力、旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス等のフ、介護保健施設サービス等のコ若しくは介護医療院サービスのエ、旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のワ、夜間対応型訪問介護費のト、地域密着型通所介護費のト、認知症対応型通所介護費のヘ、小規模多機能型居宅介護費のソ、認知症対応型共同生活介護費のナ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のワ、介護予防短期入所生活介護費のソ者生活介護費のテ若しくは複合型サービス費のオ、旧指定介護給付費単位数表の介護予防短期入浴介護費のナ、介護予防通所リハビリテーション費のワ、介護予防短期入所療養介護費のイの(2)、口の(3)、ハの(11)若しくはホの(16)若しくは介護予防特定施設入居者生活介護費のル、旧指定地域密着型特定施設入居者生活介護費の力、旧指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のテ若しくは複合型サービス費のオ、旧指定介護給付費単位数表の介護予防短期入浴介護費のナ、介護予防通所リハビリテーション費のワ、介護予防短期入所療養介護費のイの(2)、口の(3)、ハの(11)若しくはホの(16)若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護費のツ又は第五十九条の規定による改正前の介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費のチ若しくは通所型サービス費のヨの介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。)を算定していない事業所又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、介護職員等処遇改善加算(1)から(4)までのいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金(退職手当を除く。)の改善を実施しなければならぬ。(身体拘束廃止未実施減算に係る経過措置)

第四条 令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及び口の注3、短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注4、口(1)から(5)までの注4、ハ(1)から(3)までの注4及びホ(1)から(7)までの注4並びに特定施設入居者生活介護費のイからハまでの注4(口及びハに係る部分に限る。)、第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注4、認知症対応型共同生活介護費のイ及び口の注2(口に係る部分に限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及び口の注3(口に係る部分に限る。))並びに複合型サービス費のイ及び口の注4、第十条の規定による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及び口の注3、介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注3、口(1)から(4)までの注3、ハ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(6)までの注3並びに介護予防特定施設入居者生活介護費のイ及び口の注2(口に係る部分に限る。))並びに第十三条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及び口の注4並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及び口の注2(口に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

第五条 (高齢者虐待防止措置未実施減算に係る経過措置)  
 令和九年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1及び第十条の規定による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1の規定は、適用しない。

第六条 (居宅介護支援費における特定事業所医療介護連携加算の基準に係る経過措置)  
 第五十三条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第八十四号の二の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によるものとし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、同号口中「前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を十五回以上算定している」とあるのは、令和六年三月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に三を乗じた数に令和六年四月から令和七年二月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が十五以上である」とする。

第七条 (指定短期入所療養介護等の施設基準に係る経過措置)  
 令和六年九月三十日までの間は、第五十五条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第十四号イ及びロ(同告示第七十六号において準用する場合を含む。))並びに第五十五号の規定の適用については、なお従前の例による。

第八条 (介護老人保健施設である指定短期入所療養介護等における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準に係る経過措置)  
 令和六年九月三十日までの間は、第五十三条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第三十九号の四(同告示第一百七十七号の四において準用する場合を含む。))及び第九十号の規定の適用については、なお従前の例による。

第九条 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定介護福祉施設サービスの施設基準に係る経過措置)  
 令和七年三月三十一日までの間は、第五十五条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第三十八号及び第四十七号の規定の適用については、なお従前の例による。

(協力医療機関連携加算に係る経過措置)  
 第十条 令和七年三月三十一日までの間は、第五条の規定による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのト、介護保健施設サービスのチ及び介護医療院サービスのル並びに第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のリの適用については、これらの規定中「〇〇世帯」とあるのは、「〇〇世帯」とする。

(室料相当額控除に係る経過措置)

第十一条 令和九年七月三十一日までの間は、第五十七条の規定による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第五十七号の二イ中「算定日が属する計画期間（法第四百七十二条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後四月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度」とあるのは、「令和六年度」とする。

(介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置)

第十二条 令和六年三月三十一日において現に第五条の規定による改正前の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスのイからハまでの注12に該当する者であつて、令和六年四月一日以降も引き続き介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅳ)、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅴ)、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅵ)、Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅶ)、Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅷ)又はⅡ型特別介護医療院サービス費(Ⅸ)を算定する。

(様式に関する経過措置)

第十三条 第六十一条の規定による改正前の様式は、令和六年九月三十日までの間、同条の規定による改正後の様式に代えて使用することができる。

2 第六十二条の規定による改正前の様式は、令和六年九月三十日までの間、同条の規定による改正後の様式に代えて使用することができる。

○厚生労働省告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示  
 第一条 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（昭和五十五年労働省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(運営管理者)</p> <p>第一条 教育訓練の施設の運営を管理する者は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。)第十七条の二第一項第一号に規定する障害者(以下「障害者」という。)の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識及び経験を有するものでなければならない。</p> <p>(訓練期間)</p> <p>第二条 教育訓練の期間は、六月以上二年以内とする。ただし、簡易に習得することができる技能等に関する訓練科については三月以上六月未満とすることができる。障害者(労働者(施行規則第十七条の二第二項第二号に規定する労働者をいう。以下同じ。))であるものを除く。が事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練(以下「グループ就労訓練」という。))については三月以上三年以内(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する特別支援学校の生徒(高等部の第三学年の生徒に限る。))が事業所において就労に関する実習を行うことを通じて労働者として雇用されるためのグループ就労訓練(以下「特別支援学校生徒グループ就労訓練」という。)にあつては、二週間以上二月以内とする。</p>	<p>(運営管理者)</p> <p>第一条 教育訓練の施設の運営を管理する者は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。)第十八条第一項に規定する障害者(以下「障害者」という。)の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識及び経験を有するものでなければならない。</p> <p>(訓練期間)</p> <p>第二条 教育訓練の期間は、六月以上二年以内とする。ただし、簡易に習得することができる技能等に関する訓練科については三月以上六月未満とすることができる。障害者(労働者(施行規則第十八条第一項に規定する労働者をいう。以下同じ。))であるものを除く。が事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練(以下「グループ就労訓練」という。))については三月以上三年以内(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する特別支援学校の生徒(高等部の第三学年の生徒に限る。))が事業所において就労に関する実習を行うことを通じて労働者として雇用されるためのグループ就労訓練(以下「特別支援学校生徒グループ就労訓練」という。)にあつては、二週間以上二月以内とする。</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法の一部改正)  
 第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法(昭和五十八年厚生省告示第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の八第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法 (略)			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法 (略)		

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部改正)  
 第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、法第三十三条の六第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)に対して診療応需できる態勢を整えていること。 二、四 (略)			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、法第三十三条の七第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)に対して診療応需できる態勢を整えていること。 二、四 (略)		
五 法第三十三条の六第二項後段の規定による入院措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。 イ 当該入院措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。 ロ (略)			五 法第三十三条の七第二項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。 イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。 ロ (略)		

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等の一部改正)  
 第四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等(平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
第二条 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主が次の各号のいずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。 一 (略)			第二条 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主が次の各号のいずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。 一 (略)		
二 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主であつて、かつ、事業施設等の設置又は整備に伴い同項第一号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人の運営する			二 施行規則第二十二條の二第一項に規定する事業主であつて、かつ、事業施設等の設置又は整備に伴い同項第一号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人の運営する		

施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十四項に規定する就労移行支援又は同條第十五項に規定する就労継続支援（機構が別に定めるものを除く。）を利用してしている精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇い入れる場合

第五條 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部改正

の1部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十九項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十九項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六條の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>七 (略)</p> <p>(3) (7) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>七 (略)</p>	<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六條の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>七 (略)</p> <p>(3) (7) (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>七 (略)</p>
--	--

(独立行政法人福祉医療機構法施行令第二條第六号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正)  
 第六條 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二條第六号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）の1部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
-------	-------

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二條第六号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援とする。

法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援とする。

（診療報酬の算定方法の一部改正）

第七条 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第一</b></p> <p>医科診療報酬点数表</p> <p>[目次]</p> <p>(略)</p> <p>第1章 基本診療料</p> <p>第1部 (略)</p> <p>第2部 入院料等</p> <p>通則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 入院基本料等加算</p> <p>区分</p> <p>A200～A227-2 (略)</p> <p>A228 精神科応急入院施設管理加算（入院初日） 2,500点</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第33条の6第1項に規定する入院等に係る患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。</p> <p>A229 精神科隔離室管理加算（1日につき） 220点</p> <p>注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である患者に対して、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づいて隔離を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の6第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。</p> <p>A230～A252 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p>	<p><b>別表第一</b></p> <p>医科診療報酬点数表</p> <p>[目次]</p> <p>(略)</p> <p>第1章 基本診療料</p> <p>第1部 (略)</p> <p>第2部 入院料等</p> <p>通則</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 入院基本料等加算</p> <p>区分</p> <p>A200～A227-2 (略)</p> <p>A228 精神科応急入院施設管理加算（入院初日） 2,500点</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第33条の7第1項に規定する入院等に係る患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。</p> <p>A229 精神科隔離室管理加算（1日につき） 220点</p> <p>注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である患者に対して、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づいて隔離を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の7第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。</p> <p>A230～A252 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p>



<p>第2章 特掲診療料 第1部～第7部 (略) 第8部 精神科専門療法 通則 (略)</p> <p>第1節 精神科専門療法料</p> <p>区分 1000～1013 (略) 1014 医療保護入院等診療料 300点</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項又は第33条の6第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>1015・1016 (略) 第2節 (略) 第9部～第13部 第3章・第4章 (略)</p>	<p>第2章 特掲診療料 第1部～第7部 (略) 第8部 精神科専門療法 通則 (略)</p> <p>第1節 精神科専門療法料</p> <p>区分 1000～1013 (略) 1014 医療保護入院等診療料 300点</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項又は第33条の7第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>1015・1016 (略) 第2節 (略) 第9部～第13部 第3章・第4章 (略)</p>
---	---

（基本診療料の施設基準等の一部改正）  
第八條 基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>第八 入院基本料等加算の施設基準 一～二十三の二 (略) 二十四 精神科応急入院施設管理加算の施設基準 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）<u>第三十三</u>条の六第一項の規定により都道府県知事が指定する精神科病院であること。 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第三十三</u>条の六第一項及び<u>第三十四</u>条第一項から第三項までの規定により入院する者のために必要な専用の病床を確保していること。 二十五～三十六 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>第八 入院基本料等加算の施設基準 一～二十三の二 (略) 二十四 精神科応急入院施設管理加算の施設基準 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）<u>第三十三</u>条の七第一項の規定により都道府県知事が指定する精神科病院であること。 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第三十三</u>条の七第一項及び<u>第三十四</u>条第一項から第三項までの規定により入院する者のために必要な専用の病床を確保していること。 二十五～三十六 (略)</p>
--	--

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）  
第九條 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>第四 在宅医療 一～四の三の五 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>第四 在宅医療 一～四の三の五 (略)</p>
---	---

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

<p>四の四 介護職員等<sup>かたかた</sup>喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五條第二十七項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十八項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者、同條第二十九項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者並びに障害者総合支援法第七十七條及び第七十八條に規定する地域生活支援事業を行う者（障害者総合支援法第五條第二十七項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十八項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者及び同條第二十九項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者を除く。）</p> <p>(11) (略)</p> <p>五〇八 (略)</p>	<p>四の四 介護職員等<sup>かたかた</sup>喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1) (9) (略)</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五條第二十六項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十七項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者、同條第二十八項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者並びに障害者総合支援法第七十七條及び第七十八條に規定する地域生活支援事業を行う者（障害者総合支援法第五條第二十六項に規定する移動支援事業を行う者、同條第二十七項に規定する地域活動支援センターを經營する事業を行う者及び同條第二十八項に規定する福祉ホームを經營する事業を行う者を除く。）</p> <p>(11) (略)</p> <p>五〇八 (略)</p>
---	---

<p>第十條 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二條第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正</p> <p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二條第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第二項の居宅介護、同條第三項の重度訪問介護、同條第七項の生活介護、同條第八項の短期入所、同條第九項の重度障害者等包括支援、同條第十二項の自立訓練、同條第十四項の就労移行支援、同條第十五項の就労継続支援、同條第十六項の就労定着支援、同條第十七項の自立生活援助又は同條第十八項の共同生活援助とする。</p> <p>（良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の一部改正）</p>	<p>第十條 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二條第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正</p> <p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二條第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第二項の居宅介護、同條第三項の重度訪問介護、同條第七項の生活介護、同條第八項の短期入所、同條第九項の重度障害者等包括支援、同條第十二項の自立訓練、同條第十三項の就労移行支援、同條第十四項の就労継続支援、同條第十五項の就労定着支援、同條第十六項の自立生活援助又は同條第十七項の共同生活援助とする。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p>
--	---

<p>第十一條 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="124 181 571 1131"> <p>改</p> <p>正</p> <p>後</p> <p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>(略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p> </td> <td data-bbox="571 181 715 1131"> <p>改</p> <p>正</p> <p>前</p> <p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>(略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p> </td> </tr> </table>	<p>改</p> <p>正</p> <p>後</p> <p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>(略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p> <p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>(略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p> <p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>(略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>改</p> <p>正</p> <p>後</p> <p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>(略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p> <p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>(略)</p> <p>2 精神病床の機能分化に当たっては、精神障害者の退院後の地域生活支援を強化するため、外来医療等の入院外医療や、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種による訪問支援その他の保健医療サービス及び福祉サービスの充実を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>二 入院医療から地域生活への移行の推進</p> <p>1 精神病床の機能分化に当たっては、それぞれの病床の機能に応じて、精神障害者が早期に退院するための体制を確保し、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる質の高い医療を提供すること等により精神障害者の退院の促進に取り組む。</p> <p>2・3 (略)</p>		

三 急性期の精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保等

- 1 (略)
- 2 当該体制の確保のため、急性期の精神障害者を対象とする精神病床においては、医師及び看護職員の配置を一般病床と同等とすることを旨とし、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。
- 3 (略)

四 入院期間が一年未満の精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

- 1 (略)
- 2 当該体制の確保のため、入院期間が一年未満の精神障害者に対して医療を提供する場合においては、当該精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。
- 3 (略)

五 (略)

六 重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の、入院期間が一年以上の長期入院精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保等

- 1 (略)
- 2 当該体制の確保のため、重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の精神障害者であつて、本指針の適用日時点で一年以上の長期入院をしているものに対して医療を提供する場合においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種による退院支援等の退院の促進に向けた取組を推進する。
- 3 (略)

七 身体疾患を合併する精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

- 1 身体疾患を合併する精神障害者については、身体疾患を優先して治療すべき場合や一般病床に入院しているときに精神症状を呈した場合等において、精神科以外の診療科と精神科リエゾンチーム（精神科医、専門性の高い看護職員、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等の多職種からなるチームをいう）等との連携を図りつつ、身体疾患を一般病床で治療することのできる体制を確保する。
- 2 (略)

第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

一・二 (略)

三 居宅等における医療サービスの在り方

1 アウトリーチ

ア 病院及び診療所において、アウトリーチ（医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームによる訪問支援をいう。以下同じ。）を行うことのできる体制を整備し、受療が必要であるにもかかわらず治療を中断している者（以下「受療中断者」という）、長期間入院した後退院したが、病状が不安定である者等が地域で生活するために必要な医療へのアクセスを確保する。

2 (略)

三 急性期の精神障害者に対して医療を提供するための体制の確保等

- 1 (略)
- 2 当該体制の確保のため、急性期の精神障害者を対象とする精神病床においては、医師及び看護職員の配置を一般病床と同等とすることを旨とし、精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。
- 3 (略)

四 入院期間が一年未満の精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

- 1 (略)
- 2 当該体制の確保のため、入院期間が一年未満の精神障害者に対して医療を提供する場合においては、当該精神障害者の状況に応じた医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種チームによる質の高い医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。
- 3 (略)

五 (略)

六 重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の、入院期間が一年以上の長期入院精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保等

- 1 (略)
- 2 当該体制の確保のため、重度かつ慢性の症状を有する精神障害者以外の精神障害者であつて、本指針の適用日時点で一年以上の長期入院をしているものに対して医療を提供する場合においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種による退院支援等の退院の促進に向けた取組を推進する。
- 3 (略)

七 身体疾患を合併する精神障害者に対する医療を提供するための体制の確保

- 1 身体疾患を合併する精神障害者については、身体疾患を優先して治療すべき場合や一般病床に入院しているときに精神症状を呈した場合等において、精神科以外の診療科と精神科リエゾンチーム（精神科医、専門性の高い看護職員、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種からなるチームをいう）等との連携を図りつつ、身体疾患を一般病床で治療することのできる体制を確保する。
- 2 (略)

第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

一・二 (略)

三 居宅等における医療サービスの在り方

1 アウトリーチ

ア 病院及び診療所において、アウトリーチ（医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームによる訪問支援をいう。以下同じ。）を行うことのできる体制を整備し、受療が必要であるにもかかわらず治療を中断している者（以下「受療中断者」という）、長期間入院した後退院したが、病状が不安定である者等が地域で生活するために必要な医療へのアクセスを確保する。

2 (略)

四〇六 (略)  
七 福祉サービスの提供等

- 1 (略)
- 2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第二十項に規定する地域移行支援及び同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。)の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。)における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における地域生活支援拠点等(障害者総合支援法第七十七条第四項の地域生活支援拠点等をいう。)の整備並びに市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。)の整備及び機能の充実強化に努める。

三〇五 (略)

第三 精神障害者に対する医療の提供に当たつての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

一 基本的な方向性

- 1 精神障害者に対する医療の提供、地域移行のための退院支援及び地域で生活するための生活支援においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種のチームにより行うことが重要であり、当該多職種のチームで連携して医療を提供できる体制を確保する。
- 2 精神障害者本人のための支援を行えるよう、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種間の連携や関係機関の連携に当たっては、個人情報保護に十分に配慮しつつ、本人の意向を踏まえた支援を行う。
- 二 精神障害者に対する入院医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の連携の在り方
  - 1 精神障害者に対する入院医療においては、精神障害者に対する医療の質の向上のため、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の適切な連携を確保し、当該多職種のチームによる医療を提供する。
  - 2 精神障害者の退院支援等における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の連携に当たっては、精神障害者及びその家族の支援や医療機関及び関係機関の連携を推進する。
- 3 (略)

三 地域で生活する精神障害者に対する医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師等の多職種の連携の在り方

- 1 精神科の医療機関での外来・デイケア等においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、薬剤師、公認心理師等の多職種が連携し、精神障害者の精神疾患の状態に応じた医療を提供するとともに、必要な支援を行えるような体制の整備を推進する。

四〇六 (略)  
七 福祉サービスの提供等

- 1 (略)
- 2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第二十項に規定する地域移行支援及び同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。)の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。)における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。)の整備を目指す。

三〇五 (略)

第三 精神障害者に対する医療の提供に当たつての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

一 基本的な方向性

- 1 精神障害者に対する医療の提供、地域移行のための退院支援及び地域で生活するための生活支援においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種のチームにより行うことが重要であり、当該多職種のチームで連携して医療を提供できる体制を確保する。
- 2 精神障害者本人のための支援を行えるよう、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種間の連携や関係機関の連携に当たっては、個人情報保護に十分に配慮しつつ、本人の意向を踏まえた支援を行う。
- 二 精神障害者に対する入院医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携の在り方
  - 1 精神障害者に対する入院医療においては、精神障害者に対する医療の質の向上のため、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の適切な連携を確保し、当該多職種のチームによる医療を提供する。
  - 2 精神障害者の退院支援等における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携に当たっては、精神障害者及びその家族の支援や医療機関及び関係機関の連携を推進する。
- 3 (略)

三 地域で生活する精神障害者に対する医療における医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種の連携の在り方

- 1 精神科の医療機関での外来・デイケア等においては、医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、薬剤師、臨床心理技術者等の多職種が連携し、精神障害者の精神疾患の状態に応じた医療を提供するとともに、必要な支援を行えるような体制の整備を推進する。

<p>第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項 一〇六 (略)</p>	<p>改 正 後</p>	<p>第十二条 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p> <p>二〇八 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 精神保健福祉センター</p> <p>ア 精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための総合的な対策を行う機関として、自殺対策、災害時のこころのケア活動等メンタルヘルスの課題に対する取組に関して地域における推進役となるとともに、関係機関への必要な情報提供、助言その他の援助、研修の実施等による人材育成、専門的な相談支援及び保健所と協力した訪問支援等を行う。</p>
<p>第二 精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項 一〇六 (略)</p>	<p>改 正 前</p>	<p>二〇八 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4 精神保健福祉センター</p> <p>ア 精神保健福祉センターは、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための総合的な対策を行う機関として、自殺対策、災害時のこころのケア活動等メンタルヘルスの課題に対する取組に関して地域における推進役となるとともに、関係機関への技術指導及び援助、研修の実施等による人材育成、専門的な相談支援並びに保健所と協力した訪問支援等を行う。</p> <p>第四 其他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項</p> <p>一 関係行政機関等の役割</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 保健所</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保健所は、保健師や精神保健福祉相談員等の職員等による相談支援や訪問支援等を通じて、精神障害者等(法第四十六条に規定する精神障害者等)をいう。以下同じ。やその家族等に対して治療の必要性を説明し、精神疾患に関する知識の普及を図ることにより、早期に適切な治療につなげることを目指す。</p> <p>ウオ (略)</p> <p>カ 精神障害者等が適切な医療を継続的に受けることができるよう、精神障害者及びその家族に対する相談支援、精神障害者に対する訪問支援並びに関係機関との調整等、保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて様々な関係者で検討し、当該検討に基づく方策を推進する。</p>

<p>七 福祉サービスの提供等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第二十一項に規定する地域移行支援及び同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。))における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における地域生活支援拠点等(障害者総合支援法第七十七条第四項の地域生活支援拠点等をいう。))の整備並びに市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。))の整備及び機能の充実強化に努める。</p> <p>3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム(障害者総合支援法第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。))や賃貸住宅等の居住の確保・充実、家賃債務等保証(家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。))の活用等の居住支援に関する施策を推進する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>七 福祉サービスの提供等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域移行・地域定着支援サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第二十一項に規定する地域移行支援及び同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。の充実を図るため、市町村が単独又は共同して設置する協議会(障害者総合支援法第八十九条の三第一項の協議会をいう。))における地域の関係機関等の連携及び支援体制の整備に関する機能を強化するとともに、市町村における地域生活支援拠点等(障害者総合支援法第七十七条第四項の地域生活支援拠点等をいう。))の整備並びに市町村における基幹相談支援センター(障害者総合支援法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。))の整備及び機能の充実強化に努める。</p> <p>3 精神障害者が地域で生活するために必要なグループホーム(障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。))や賃貸住宅等の居住の確保・充実、家賃債務等保証(家賃や原状回復等に係る債務保証の仕組みをいう。))の活用等の居住支援に関する施策を推進する。</p> <p>4・5 (略)</p>
---	---

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第十条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準(平成二十六年厚生労働省告示第四百三十八号)の一部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第十条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に百分の五十を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十八条第一項及び第二項の規定に基づく療養生活環境整備事業の実施に必要と認められる額又は都道府県が療養生活環境整備事業の実施に必要と認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいずれか少ない額</p> <p>二 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第十条第二項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に百分の五十を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十八条第一項の規定に基づく療養生活環境整備事業の実施に必要と認められる額又は都道府県が療養生活環境整備事業の実施に必要と認める経費のうち補助の対象となる経費に係る実支出額のいずれか少ない額</p> <p>二 (略)</p>
---	--

(児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第十四条 児童福祉法施行令第四十二条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>児童福祉法施行令第四十二条の規定により同条第三号に掲げる額について各年度において国庫が負担する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に二分の一を乗じた額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>児童福祉法施行令第四十二条の規定により同条第三号に掲げる額について各年度において国庫が負担する額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に二分の一を乗じた額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>
--	--

<p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。次号において「法」という。)第十九条の二十二第一項から第四項までの規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(次号において「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」という。)の実施に必要なと認められる額</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。次号において「法」という。)第十九条の二十二第一項から第三項までの規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(次号において「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」という。)の実施に必要なと認められる額</p> <p>二 (略)</p>
---	---

第十五条 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部改正)  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成二十八年厚生労働省告示第四百五号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>一 次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 措置入院者及び医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 一時間</p> <p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二十九条の六(法第三十三条の四において準用する場合を含む。)に規定する退院後生活環境相談員(ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。)の業務に関する講義 一時間</p> <p>二 医療機関における多職種連携並びに法第二十九条の七(法第三十三条の四において準用する場合を含む。)に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 一・五時間</p> <p>ホ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉に関する講義 一時間</p> <p>ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。二において「法」という。)第三十三条の四に規定する退院後生活環境相談員(ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。)の業務に関する講義 一時間</p> <p>二 医療機関における多職種連携並びに法第三十三条の五に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 一・五時間</p> <p>ホ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	--

附 則  
 この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第四条から第六条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号の政令で定める日から適用する。

○厚生労働省告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示を次のように定める。

厚生労働大臣 武見 敬三

令和六年三月十五日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号)の一部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、<u>五万五千五百円</u>とする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、<u>五万四千円</u>とする。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
--	---

第二條 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正  
(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正)  
(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。)第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。)第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。

イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。

- (1) 次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通算して三年以上かつ(四)の期間が通算して三年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。
- (二) 次のaからfまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

- (1) 次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通算して三年以上かつ(四)の期間が通算して三年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。
- (二) 次のaからfまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第二項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第二項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

a 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第二項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者



b (略)

c 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

d s f (略)

(一)・(三) (略)

(四) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービスマネジメント実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービスマネジメント更新研修（指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス）をいう。以下同じ。）等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービスマネジメント管理者、児童発達支援管理者（児童福祉施設）の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理者をいう。以下同じ。）、管理者（法第三十六条第一項に規定するサービスマネジメント事業者若しくは法第三十四条第一項に規定する指定障害施設等（以下「障害福祉サービスマネジメント事業者」と総称する。）の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事している(二)に定める実践研修修了者又はサービスマネジメント管理者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に充当して二年以上従事していた(二)に定める実践研修修了者（サービスマネジメント管理者、児童発達支援管理者、管理者又は相談支

b (略)

c 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

d s f (略)

(一)・(三) (略)

(四) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービスマネジメント実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービスマネジメント更新研修（指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス）をいう。以下同じ。）等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービスマネジメント管理者、児童発達支援管理者（児童福祉施設）の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理者をいう。以下同じ。）、管理者（法第三十六条第一項に規定するサービスマネジメント事業者若しくは法第三十四条第一項に規定する指定障害施設等（以下「障害福祉サービスマネジメント事業者」と総称する。）の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事している(二)に定める実践研修修了者又はサービスマネジメント管理者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に充当して二年以上従事していた(二)に定める実践研修修了者（サービスマネジメント管理者、児童発達支援管理者、管理者又は相談支

援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く。)に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「更新研修修了者」という。)であること。ただし、(二)に定めるサービスマネジメント実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

(一) (略)

(二) 次のa、b又はcのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービスマネジメント実践研修(指定障害福祉サービスマネジメント等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「実践研修修了者」という。)であること。

a (略)

b サーマネジメント管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービスマネジメント実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービスマネジメント実践研修第二項から第五項まで(指定障害福祉サービスマネジメント第九十三条、第九十三条の五、第九十六条、第九十六条の五、第九十七条、第九十七条の四、第九十八条、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条の二、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条)において準用する場合を含む。以下同じ。指定障害福祉施設基準第二十三条第二項から第五項まで、障害福祉サービスマネジメント第十七条第二項から第五項まで(障害福祉サービスマネジメント第五十条、第五十一条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは障害福祉施設基準第十八条第二項から第五項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第二十七條第二項から第四項まで(同令第五十四条の五、第五十四条の九、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十五)において準用する場合を含む。若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第二十一条第二項から第四項まで(同令第五十七条において準用する場合を含む。)に規定する業務に従事したものであること。

c (略)

ロ・ハ (略)

二 イの(2)の柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた実践研修修了者又はロに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた旧サービスマネジメント管理責任者研修修了者は、基礎研修修了者とみなし、イの(2)の規定にかかわらず、サービスマネジメント実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となつたものとする。

援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く。)に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「更新研修修了者」という。)であること。ただし、(二)に定めるサービスマネジメント実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

(一) (略)

(二) 次のa、b又はcのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービスマネジメント実践研修(指定障害福祉サービスマネジメント等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「実践研修修了者」という。)であること。

a (略)

b サーマネジメント管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービスマネジメント実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービスマネジメント実践研修第二項から第四項まで(指定障害福祉サービスマネジメント第九十三条、第九十三条の五、第九十六条、第九十六条の五、第九十七条、第九十七条の四、第九十八条、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条の二、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条)において準用する場合を含む。以下同じ。指定障害福祉施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービスマネジメント第十七条第二項から第四項まで(障害福祉サービスマネジメント第五十条、第五十一条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは障害福祉施設基準第十八条第二項から第四項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第二十七條第二項から第四項まで(同令第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十五)において準用する場合を含む。若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第二十一条第二項から第四項まで(同令第五十七条において準用する場合を含む。)に規定する業務に従事したものであること。

c (略)

ロ・ハ (略)

二 イの(2)の柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた実践研修修了者又はロに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた旧サービスマネジメント管理責任者研修修了者は、イの(2)の規定にかかわらず、サービスマネジメント実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となつたものとする。

ホ サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合

にあつては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている障害福祉サービス事業所等及び障害者支援施設においては、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第五項まで、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第五項まで、障害福祉サービス基準第十七条

第二項から第五項まで及び障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項までに規定する業務を基礎研修者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修者を置くことにより当該障害福祉サービス事業所等及び障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十条

第一項第四号、第七十八条第一項第三号、第百五十六条第一項第二号、第百六十六条第一項第三号、第百七十五条第一項第三号、第百七十六条第一項第二号、第百八十六条第一項第二号（指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する場合を含む）、第二百六条の

第三第二項、第二百六条の十四第一項第二号、第二百八条第一項第三号、第二百十三条の四第一項第三号、第二百十三条の十四第一項第二号、第二百十五條第二項及び第二百二十条第一

項第六号、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号イ(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第五号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五号第

二項、障害福祉サービス基準第十二条第一項第五号、第三十九條第一項第四号、第五十二條第一項第三号、第五十九條第一項第四号、第六十四條第一項第四号、第六十五條第一項第三

号、第七十五條第一項第三号（障害福祉サービス基準第八十八條において準用する場合を含む。）及び第九十条第二項並びに障害者支援施設基準第十二条第一項第二号イ(3)、同項第三号

イ(2)、同項第四号イ(2)、同項第五号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第六号イ(2)並びに同項第七号イ(2)並びに第十二条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

ト (略)

二・三 (略)

ホ サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合

にあつては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている障害福祉サービス事業所等においては、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで、指定障害者支援施設

基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで及び障害者支援施設基準第十八条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修者

に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修者を置くことにより当該障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみな

すことにより、指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号、第七十八條第一項第三号、第百五十六条第一項第二号、第百六十六条第一項第三号、第

百七十六条第一項第二号、第百八十六条第一項第二号（指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する場合を含む）、第二百六条の三第二項、第二百六条の十四第一項第二号、

第二百八条第一項第三号、第二百十三条の四第一項第三号、第二百十三条の十四第一項第二号、第二百十五條第二項及び第二百二十条第一項第六号、指定障害者支援施設基準第四条

第一項第一号イ(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第五号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五号第二項、障害福祉サービス基準第十二条第一

項第五号、第三十九條第一項第四号、第五十二條第一項第三号、第五十九條第一項第四号、第六十四條第一項第四号、第六十五條第一項第三号、第七十五條第一項第三号（障害福祉サービス基準第八十八條において準用する場合を含む。）及び第九十条第二項並びに障害者支援施設基準第十二条第一項第二号イ(3)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(2)、同項第五号イ(3)及び

同号ロ(2)、同項第六号イ(2)並びに同項第七号イ(2)並びに第十二条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

ト (略)

二・三 (略)

別表第四

区分	科目	時間数
(略)	(略)	(略)
合計		(略)

(削る)

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部改正）  
**第三条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第四

区分	科目	時間数
(略)	(略)	(略)
合計		(略)

（注）平成三十六年三月三十一日までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスピージョンに関する講義及び演習を省略することができる。

附則

改正後  
 令和九年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。

附則

改正前  
 令和六年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部改正）  
**第四条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、令和九年三月三十一日までの間は、同表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二又は第二十六条の三に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。

（表略）

改正前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、令和六年三月三十一日までの間は、同表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二又は第二十六条の三に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。

（表略）

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部改正)

**第五条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十三号)別表介護給付費等単位数表(次号において「介護給付費等単位数表」という。第12の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第二十条の二第二項各号に掲げる研修</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十三号)別表介護給付費等単位数表(次号において「介護給付費等単位数表」という。第13の11の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第二十条の二の三第二項各号に掲げる研修</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

**第六条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b></p> <p>地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) 3,613単位</p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) 3,157単位</p> <p>ハ 地域移行支援サービス費(III) 2,422単位</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成30年厚生労働省告示第114号)第2号の2のイの(4)に規定する拠点コーディネーターをいう。以下同じ。)1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者(障害者</p>	<p><b>別表</b></p> <p>地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) 3,504単位</p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) 3,062単位</p> <p>ハ 地域移行支援サービス費(III) 2,349単位</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援事業者（第2の1の注1に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

6 指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

7 指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

1の2～7 (略)

1の2～7 (略)

第2 地域定着支援

第2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

1 地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 315単位

イ 体制確保費 306単位

ロ 緊急時支援費

ロ 緊急時支援費

(1) 緊急時支援費(I) 734単位

(1) 緊急時支援費(I) 712単位

(2) 緊急時支援費(II) 98単位

(2) 緊急時支援費(II) 95単位

注1～4 (略)

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域定着支援事業所並びに当該指定地域定着支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

(新設)

6 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

7 指定基準第45条において準用する指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

8 指定基準第45条において準用する指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

2～5 (略)

2～5 (略)

**第七条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b> 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費 イ～ハ (略)</p> <p>注1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第24項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあっては、ロは算定しない。</p> <p>1の2・2 (略)</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第5条第21項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第3号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又は刑事施設等（同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注2に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>1の2～7 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p><b>別表</b> 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費 イ～ハ (略)</p> <p>注1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあっては、ロは算定しない。</p> <p>1の2・2 (略)</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第5条第20項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第3号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又は刑事施設等（同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注2に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>1の2～7 (略)</p> <p>第2 (略)</p>

(指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

**第八条** 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p>

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「旧障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ、ヘ (略)

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「旧障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) (略)

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ、ヘ (略)



第九條 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支</p>	<p>ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> <p>二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

<p>援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十三年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。）</p> <p>第十條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十三年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 後</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十三年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第一のイのイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>二の二 算定告示別表第一の1の地域移行支援サービス費の注4の地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百六条の</p>	<p>援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。）</p> <p>第十條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改 正 前</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成三十年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第一のイのイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二（新設）</p>
--	---	--	---

（傍線部分は改正部分）

十四第一項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。)、指定地域定着支援事業者(指定基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。)、指定特定相談支援事業者(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)及び指定障害児相談支援事業者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援の事業と指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第二百六条の十三に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。)、指定地域定着支援(指定基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。)、指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。))及び指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき、家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十号)第一号イ又はロに掲げる基準(以下「機能強化型基準」という。)に適合していること。

(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。))において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等のコーディネート業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。))が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)に掲げる基準に適合すること。

(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。

(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。))が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者

(2) (略)

ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。

四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次のイ及びロのいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。

イ 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関をいう。以下同じ。）との連携及び調整に従事する者を一以上配置してあること。

五・六 (略)

七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準

第四号の規定を準用する。

三 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者

(二) (略)

(1) イに掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

(3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。

四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第七号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(新設)

五・六 (略)

七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準

指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

七の二 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注5の地域生活支援拠点等機能強化

加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) 指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者（指定基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域定着支援の事業と指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 当該事業所が機能強化型基準に適合していること。

(4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーデイネーターが常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)の基準に適合すること。

(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。

(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーデイネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーデイネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

第十一條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基つき厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
二〇八 (略)	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 指定地域移行支援事業所が、法第五条第二十一項に規定する精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 指定地域移行支援事業所が、法第五条第二十項に規定する精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。</p>

(新設)

八 (略)

第十二条 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和三年厚生労働省告示第八十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

事項	評価基準	事項	スコア
労働時間	<p>一 一日の平均労働時間数(就労継続支援A型事業所等(就労継続支援A型事業所(障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業所をいう)又は障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五十一条に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ)をいう。以下同じ)において、就労継続支援A型等(就労継続支援A型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ)又は障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る障害福祉サービスをいう。以下同じ)を行った場合に、当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、当該就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者(通常の事業所に雇用されている利用者であつて、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労継続支援A型等を受けるものを除く)の当該就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した、当該就労継続支援A型事業所等における一日当たりの平均労働時間数をいう。以下同じ)が七時間以上であること。</p>	<p>一 一日の平均労働時間数(就労継続支援A型事業所等(就労継続支援A型事業所(障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業所をいう)又は障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五十一条に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ)をいう。以下同じ)において、就労継続支援A型等(就労継続支援A型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ)又は障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る障害福祉サービスをいう。以下同じ)を行った場合に、当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度において、当該就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の当該就労継続支援A型事業所等における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した、当該就労継続支援A型事業所等における一日当たりの平均労働時間数をいう。以下同じ)が七時間以上であること。</p>	九十
スコア	九十	スコア	八十

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という)第九十六条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という)附則第十三条の三、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という)第七十二条の三及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という)附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、指定障害福祉サービス基準第九十六条の三、指定障害者支援施設基準附則第十三条の三、障害福祉サービス基準第七十二条の三及び障害者支援施設基準附則第十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める評価方法は、同表の上欄に掲げる事項ごとに同表の中欄に掲げる評価基準に応じて、同表の下欄に掲げるスコアを合計したものとす。

生産活動	
<p>一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）、前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）及び前々々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。</p>	六十
<p>二 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一）に該当する場合を除く。）</p>	五十
<p>三 前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一）又は二に該当する場合を除く。）</p>	四十
<p>四 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一）、二又は三に該当する場合を除く。）</p>	二十
<p>五 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でないこと。（六）に該当する場合を除く。）</p>	マイナス十

生産活動	
<p>一 前年度（就労継続支援A型事業所等において就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）及び前々年度（当該就労継続支援A型等を行った日の属する年度の前々年度をいう。以下同じ。）の各年度における生産活動収支（生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。以下同じ。）がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。</p>	四十
<p>二 前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一）に該当する場合を除く。）</p>	二十五
<p>三 前々年度における生産活動収支が前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上であること。（一）に該当する場合を除く。）</p>	二十
<p>四 前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上でないこと。</p>	五

多様な働き方	<p>一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が五点以上であること。</p>	<p>六 前年度、前々年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額に満たないこと。</p>	<p>十五</p>	<p>マイナス二</p>	
					<p>イ チ （略）</p>
					<p>二 合計点数が三点又は四点であること。</p> <p>三 合計点数が二点以下であること。</p>
<p>支援力向上のための取組</p>	<p>一 前年度（次のトに該当する場合にあつては、当該前年度の末日から起算して過去三年間）において、次のイからチまでに掲げる支援力向上のための取組を行っていることをそれぞれ一点として算定した点数の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が五点以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型事業所等の職員（サービス管理責任者及び職業指導員等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第13の8の注1に規定する職業指導員等をいう。）に限る。以下このイにおいて同じ。）に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画（研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したものに限る。）に基づき、当該就労継続支援A型事業所等において事業を行う就労継続支援A型事業者等（就労継続支援A型事業者（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業者をいう。）又は指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）以外の者</p>	<p>十五</p>	<p>零</p>	<p>五</p>	

多様な働き方	<p>一 就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、就労継続支援A型事業所等の就業規則その他これに準ずるものにより、次のイからチまでに掲げる利用者に関する事項を定めていることをそれぞれ一点として算定した点数（五点を限度とし、前年度において、その算定した点数に係る当該事項を、利用者の希望に基づき講じた場合には、その講じた事項ごとに一点を加算した点数とする。）の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が八点以上であること。</p>	<p>（新設）</p>	<p>三十五</p>	<p>（新設）</p>	
					<p>イ チ （略）</p>
					<p>二 合計点数が六点又は七点であること。</p> <p>三 合計点数が一点以上五点以下であること。</p>
<p>支援力向上のための取組</p>	<p>一 前年度（次のトに該当する場合にあつては、当該前年度の末日から起算して過去三年間）において、次のイからチまでのうち五つの項目について、それぞれ当該項目に掲げる場合に於いて算定した点数の合計（以下この事項において「合計点数」という。）が八点以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型事業所等の職員（サービス管理責任者及び職業指導員等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第13の8の注1に規定する職業指導員等をいう。）に限る。以下このイにおいて同じ。）に対し、障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画（研修の時期、目的、対象者及び具体的な内容を記載したものに限る。）に基づき、当該就労継続支援A型事業所等において事業を行う就労継続支援A型事業者等（就労継続支援A型事業者（障害福祉サービス基準第七十二条に規定する就労継続支援A型事業者をいう。）又は指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）以外の者</p>	<p>三十五</p>	<p>十五</p>	<p>二十五</p>	



が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者等が行う研修会（当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る。）に当該職員の一人以上が参加していること。

(削る)

ロ 就労継続支援A型事業所等の職員が、当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修（当該就労継続支援A型事業所等が行うものを除く。）、学会又は学会誌等において一回以上発表していること。

(削る)

ハ 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者（障害者に対する就労支援に係る先進的な取組を行う他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者をいう。以下同じ。）の視察若しくは先進的事業者における実習を行い、又は当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察若しくは実習を受け入れていること。

(削る)

(削る)

ニ 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会、展示会その他これらに類するもの一回以上参加していること。

(削る)

が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者等が行う研修会（当該研修会の講師が当該職員以外の者である場合に限る。）への当該職員の参加状況

(1) 当該職員の半数以上が参加している場合 二点  
(2) 参加した当該職員の数が一人以上である場合 (1)に該当する場合を除く。 一点

ロ 就労継続支援A型事業所等の職員が、当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修（当該就労継続支援A型事業所等が行うものを除く。）、学会又は学会誌等において発表した回数

(1) 二回以上の場合 二点  
(2) 一回の場合 一点

ハ 先進的事業者（障害者に対する就労支援に係る先進的な取組を行う他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者をいう。以下同じ。）の視察等の実施状況

(1) 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者の視察又は先進的事業者における実習を行い、かつ、当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察又は実習を受け入れた場合 二点  
(2) 就労継続支援A型事業所等の職員が先進的事業者の視察若しくは先進的事業者における実習を行った場合又は当該就労継続支援A型事業所等において他の就労継続支援A型事業者等その他の事業者の職員による視察若しくは実習を受け入れた場合 (1)に該当する場合を除く。 一点

ニ 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会、展示会その他これらに類するものに参加した回数

(1) 二回以上の場合 二点  
(2) 一回の場合 一点

<p>地域連携活動</p> <p>経営改善計画</p>	<p>(略)</p> <p>指定障害福祉サービス基準第九十二条第二項又は障害福祉サービス基準第八十条第二項の規定に違反し、都道府県知事(指定都市又は中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長)から経営改善計画の提出を求められた場合において、指定の期限までに当該経営改善計画を提出していないこと。</p>	<p>利用者の知識・能力の向上</p>	<p>前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上のための支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していること。</p>	<p>十</p>	<p>十</p>	<p>地域連携活動</p>	<p>(略)</p>	<p>三</p>	<p>合計点数が二点以下であること。</p>	<p>二</p>	<p>合計点数が三点又は四点であること。</p>	<p>一</p>	<p>合計点数が二点以下であること。</p>	<p>ホ 人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者を配置していること。</p> <p>ト 第三者評価を受け、その結果を公表していること。</p> <p>チ 就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けていること。</p>
-----------------------------	---	---------------------	---	----------	----------	---------------	------------	----------	------------------------	----------	--------------------------	----------	------------------------	---

<p>地域連携活動</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>地域連携活動</p>	<p>(略)</p>	<p>三</p>	<p>合計点数が一点以上五点以下であること。</p>	<p>二</p>	<p>合計点数が六点又は七点であること。</p>	<p>一</p>	<p>合計点数が二点以上七点以下であること。</p>	<p>ホ 人事評価の結果に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合 二点</p> <p>ハ 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合 二点</p> <p>ト 第三者評価を受け、その結果を公表している場合 二点</p> <p>チ 就労継続支援A型等に係る取組が、国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合 二点</p>
---------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	------------	----------	----------------------------	----------	--------------------------	----------	----------------------------	---

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第七条、第九条及び第十一条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から適用する。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の注6及び第2の1の注7の規定は適用しない。

○厚生労働省告示第八十九号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第五百九号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設(定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ)、別表第二に掲げる介護施設(当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ)又は別表第三に掲げる介護施設(別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る)であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数(フィリピン人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者(インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう)及びベトナム人介護福祉士候補者(ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう)を除く)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、次のいずれかに該当する者は、職員等の配置の基準を定める法令の適用については、職員等とみなしても差し支えない。</p> <p>イ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過したフィリピン人介護福祉士候補者</p> <p>ロ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないフィリピン人介護福祉士候補者(受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る)に係る事業を行う者が、当該フィリピン人介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたものに限る。)</p> <p>ハ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十三年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう)が実施する日本語能力試験をいう)のN1又はN2(平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級)に合格したフィリピン人介護福祉士候補者</p>	<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設(定員が三十名以上(指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上)のものに限る。以下この3において同じ)、別表第二に掲げる介護施設(当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ)又は別表第三に掲げる介護施設(別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る)であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数(受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないフィリピン人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者(インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう)及びベトナム人介護福祉士候補者(ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう)(日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会(昭和三十三年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう)が実施する日本語能力試験をいう)においてN1又はN2(平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級)に合格した者を除く)を除く)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。</p>

(傍線部分は改正部分)

(3)～(6) (略)

4・5 (略)

三 (略)

別表第一

一～三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五 (略)

別表第三

一～三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五・六 (略)

(3)～(6) (略)

4・5 (略)

三 (略)

別表第一

一～三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五 (略)

別表第三

一～三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五・六 (略)

○厚生労働省告示第九十号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第三百二十二号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数（インドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、次のいずれかに該当する者は、職員等の配置の基準を定める法令の適用については、職員等とみなしても差し支えない。</p> <p>イ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過したインドネシア人介護福祉士候補者</p> <p>ロ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないインドネシア人介護福祉士候補者（受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が、当該インドネシア人介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたものに限る。）</p> <p>ハ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）のN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級）に合格したインドネシア人介護福祉士候補者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数（受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）（日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）においてN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級）に合格した者を除く。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

別表第一

一〇三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

別表第三

一〇三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

別表第一

一〇三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

別表第三

一〇三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

○厚生労働省告示第九十一号

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第五百七号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設(定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ)、別表第二に掲げる介護施設(当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ)又は別表第三に掲げる介護施設(別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る)であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数(ベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者(インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう)及びフィリピン人介護福祉士候補者(フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう)を除く)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、次のいずれかに該当する者は、職員等の配置の基準を定める法令の適用については、職員等とみなしても差し支えない。</p> <p>イ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過したベトナム人介護福祉士候補者</p> <p>ロ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者(受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る)に係る事業を行う者が、当該ベトナム人介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたものに限る。)</p> <p>ハ 日本語能力試験のN1又はN2に合格したベトナム人介護福祉士候補者</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件</p> <p>ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設(定員が三十名以上(指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上)のものに限る。以下この3において同じ)、別表第二に掲げる介護施設(当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ)又は別表第三に掲げる介護施設(別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る)であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護職員の員数(受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者(インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう)及びフィリピン人介護福祉士候補者(フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう)(日本語能力試験においてN1又はN2に合格した者を除く)を除く)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>三 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

別表第一

一〇三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五 (略)

別表第三

一〇三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五・六 (略)

別表第一

一〇三 (略)

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。)を除く。若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。)を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五 (略)

別表第三

一〇三 (略)

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院

五・六 (略)

発行所 千一〇五十八四四五  
東京都港区虎ノ門三丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局  
電話 03(3587)4294  
定価 一ヵ月一、六四一円(本体一、五二〇円)  
本号一部四、七一九円(本体四、二九〇円)  
送料別